

# 障害者の支援と施策（障害者虐待防止法等）

---

2024年12月22日

日本社会事業大学専門職大学院

教授 曾根直樹

# 目 次

- I 障害福祉施策のこれまでの経緯
- II 障害者総合支援法
- III とともに生きる社会
- IV 「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」の概要
- V 障害者虐待防止法の概要

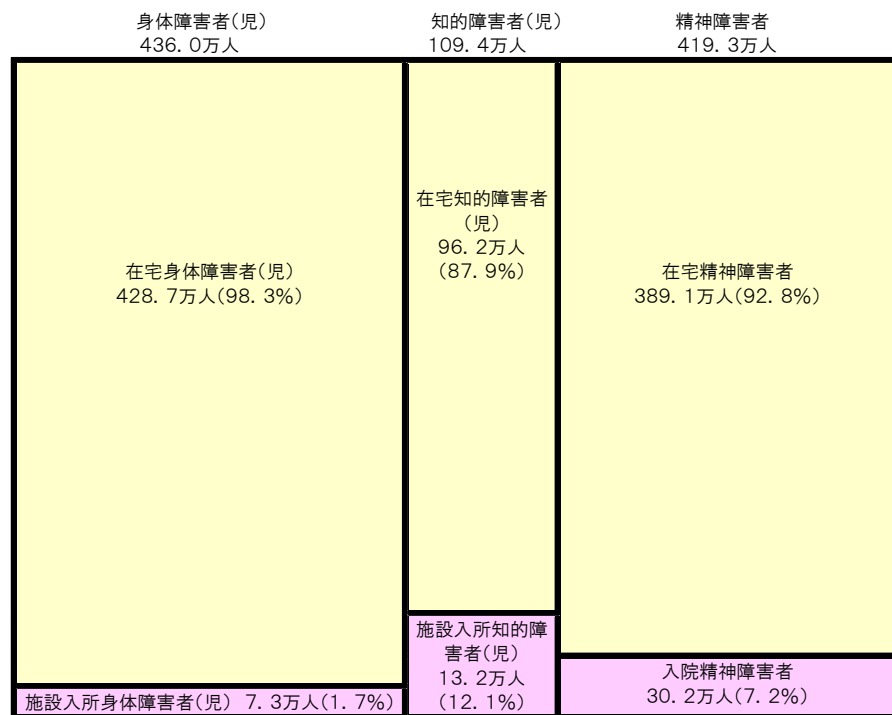
# I 障害福祉施策のこれまでの経緯

## 障害者の数

- 障害者の総数は964.7万人であり、人口の約7.6%に相当。
- そのうち身体障害者は436.0万人、知的障害者は109.4万人、精神障害者は419.3万人。
- 障害者数全体は増加傾向にあり、また、在宅・通所の障害者は増加傾向となっている。

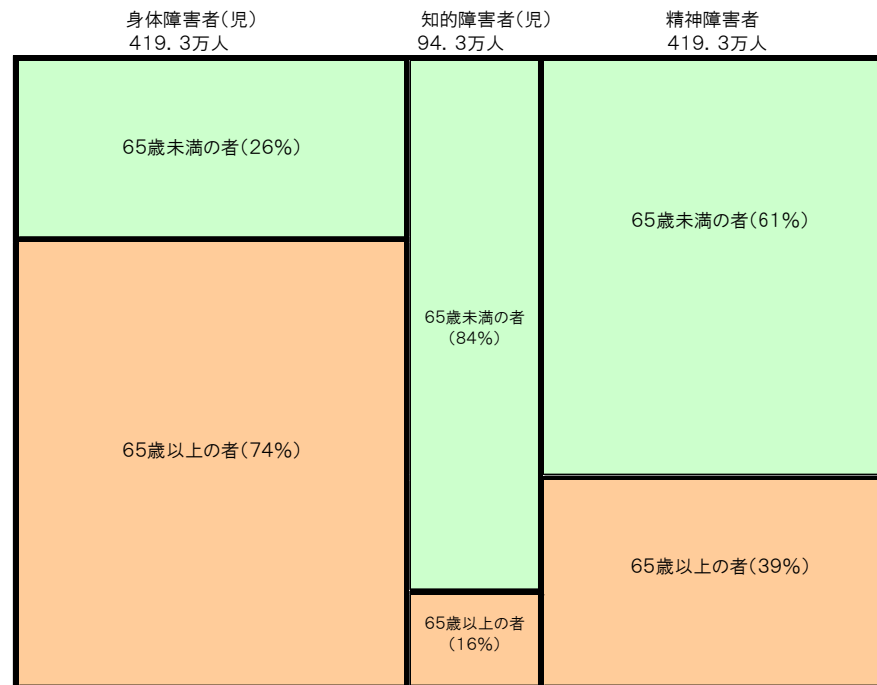
### (在宅・施設別)

障害者総数 964.7万人(人口の約7.6%)  
うち在宅 914.0万人(94.7%)  
うち施設入所 50.7万人(5.3%)



### (年齢別)

65歳未満 48%  
65歳以上 52%



※身体障害者(児)及び知的障害者(児)数は平成28年(在宅)、平成30年(施設)の調査等、精神障害者数は平成29年の調査による推計。年齢別の身体障害者(児)、知的障害者(児)数は在宅者数(年齢不詳を除く)での算出。

※身体障害者(児)及び知的障害者(児)には高齢者施設に入所している者は含まれていない。

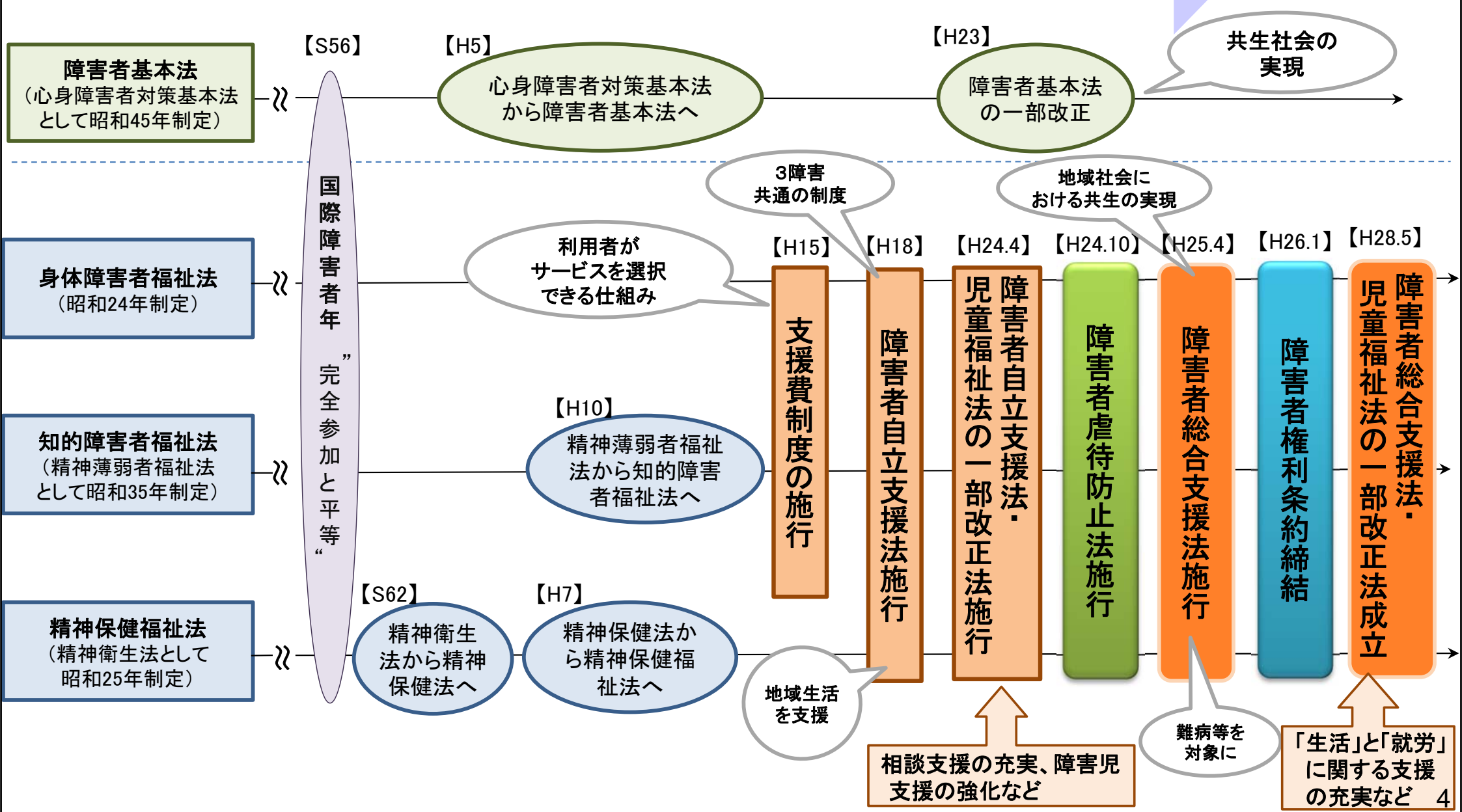
※平成28年の調査における在宅身体障害者(児)及び在宅知的障害者(児)は鳥取県倉吉市を除いた数値である。

※在宅身体障害者(児)及び在宅知的障害者(児)は、障害者手帳所持者数の推計。障害者手帳非所持で、自立支援給付等(精神通院医療を除く。)を受けている者は19.4万人と推計されるが、障害種別が不明のため、上記には含まれていない。

※複数の障害種別に該当する者の重複があることから、障害者の総数は粗い推計である。

# 障害保健福祉施策の歴史

「ノーマライゼーション」理念の浸透



# 「障害者の権利に関する条約」の締結※

わかりやすい版

## 障害者の権利に関する条約 (障害者権利条約) とは

障害者権利条約は、障害者の権利を  
実現するために国がすべきことを決め  
ています。条約とは、国際的な約束のこ  
とです。障害者権利条約は、障害者の

人権や基本的自由を守るための約束で  
す。障害者権利条約は、障害者がもつ  
と持っている自分らしさを大事にして  
います。

## 障害者権利条約ができるまで

条約は、国どうしの話し合いで作ら  
れることが普通です。でも、障害者権利  
条約を作るための話し合いには、障害者  
団体も参加することができました。それ  
は、障害者の間で広く知られている「私  
たちのことを、私たち抜きに決めないで」  
(英語でNothing About Us Without Us)  
という考え方が大事にされたからです。ど  
の国も、本当に障害者のためになる条約を  
つくろうと思っていたからです。

日本を代表して話し合いに参加した  
人々の中には、障害のある人もいま  
した。日本は話し合いがうまくいくよう

協力しました。200人ぐらいの日本の  
障害者団体の人たちが、ニューヨークに  
ある国連の本部まで行きました。そし  
て、国連での話し合いの様子を聴きま  
した。話し合いは5年近くつづきました。  
そして、2006年12月13日に国連で  
障害者権利条約の全ての内容が決まら  
れました。



## 日本が障害者権利条約を締結※するまで

日本は、2007年に条約に署名(サイ  
ン)をしました。署名は、条約の内容に  
基本的に賛成していることを表します。  
署名の後、日本はまず、障害者制度の  
改革に力を入れました。(右上の表を見  
てください。)

このような改革が行われたことから、  
2014年1月20日に、日本は条約を締結  
しました。

※締結とは、国が条約の内容を守ることを約束  
することを表します。

### 2011年 障害者基本法の内容が新しくされました。

障害者基本法は、障害者についての法律や制度の基本的な考え方を決めてい

### 2012年 障害者総合支援法が作られました。

障害者総合支援法は、障害者福祉のしくみを新しくしたものです。

### 2013年 障害者差別解消法が作られました。

障害者差別解消法は、障害があるという理由で障害者を差別することを禁止して  
います。また、その人に合った工夫、やり方を配慮することで、障害者が困ることをなくして  
いくことなどを決めてい

### 2013年 障害者雇用促進法の内容が新しくされました。

障害者雇用促進法は、障害者が働くとき、働きたいときに差別  
を禁止してい



## 障害者権利条約の主な内容

ここから、障害者権利条約の大事な  
内容を説明します。障害者権利条約の中  
には、「社会モデル」と呼ばれる考え方が

反映されています。「社会モデル」とは、  
「障害」は障害者ではなく社会が作り出  
しているという考え方です。

### 平等、差別しないこと、合理的配慮

障害者権利条約の第2条では、障害者に  
「合理的配慮」をしないことは差別になると  
決めています。「合理的配慮」とは、障害者が  
困ることをなくしていくために、周りの人や  
会社などがすべき無理のない配慮のことです。第5条では、国が障害に基づくあらゆる  
差別を禁止し、「合理的配慮」がされるよう手続きをとることも決めています。





# 「障害者の権利に関する条約」の締結

わかりやすい版

## 障害者が積極的に関わること

第4条では、障害者に関わることを決めるときなどに、障害者とよく相談することを決めています。

## バリアをなくしていくこと (施設やサービスの利用のしやすさ)

第9条では、建物や公共の乗り物、情報や通信などが障害者にとって使いやすくなるよう決めています。生活するうえで、なるべく妨げ(バリア)になるものを取り除いていくための決まりを、国が作ることを決めています。



## 自立した生活と地域で共に くらすこと

第19条では、国は、全ての障害者が地域社会で生活できるよう決めています。障害者が障害のない人と平等の権利を持ち、地域社会に参加しやすくするために必要な手続きを国がとることを決めています。

## 教育

第24条では、教育についての障害者の権利を決めています。国が、障害者があらゆる段階の教育を受けられるようにすべきことを決めています。また、教育を受けるとき、それぞれの障害者にとって必要な「合理的配慮」がされることを決めています。



## 雇用

第27条では、障害者が働く権利を障害のない人と平等に持つことを決めています。どんな形の働き方でも障害に基づくあらゆる差別を禁止するよう決めています。また、障害者が職場で「合理的配慮」を得られるように国が必要な手続きをとるよう決めています。



## 文化・スポーツなど

第30条では、障害者が生活の中で文化やスポーツを楽しむ権利について決めています。また、国は障害者が文化的な公演などを楽しみやすいようにするよう決めています。国は障害者がレクリエーションやスポーツに参加できるようにすることも決めています。



## 国際協力

第32条では、世界の障害者の権利を守っていくため、世界の国々と力をあわせていくことが大事であるということを決めています。



## 国内の実施と監視

第33条では、国の中で条約の内容が守られているかどうかをチェックするしくみを作るよう決めています。日本では、このしくみとして内閣府に「障害者政策委員会」が作られました。「障害者政策委員会」には、障害者や障害者団体の人たちが委員として参加しています。



## 国による報告

第34条では、「障害者の権利に関する委員会」について決めています。「障害者の権利に関する委員会」の委員は、条約を締結した国の中から18人が選ばれます。第35条では、条約がどのように実施されているかについて、国が「障害者の権利に関する委員会」に報告しなければならないことを決めています。また、「障害者の権利に関する委員会」が国からの報告の内容をくわしく調べることも決めています。

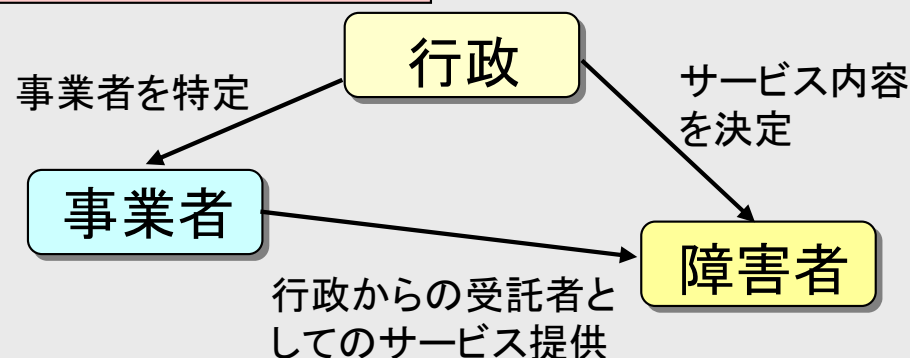


# 措置制度から支援費制度へ(H15)

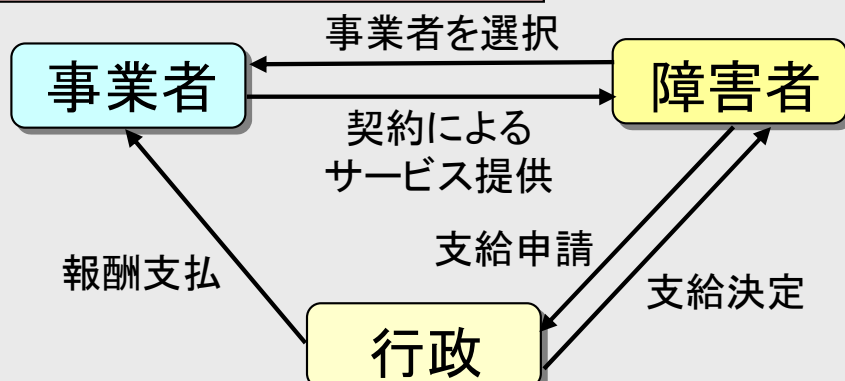
## 支援費制度の意義

- 多様化・増大化する障害福祉ニーズへの対応
- 利用者の立場に立った制度構築

### 措置制度(～H15)



### 支援費制度(H15～H18)



### <措置制度>

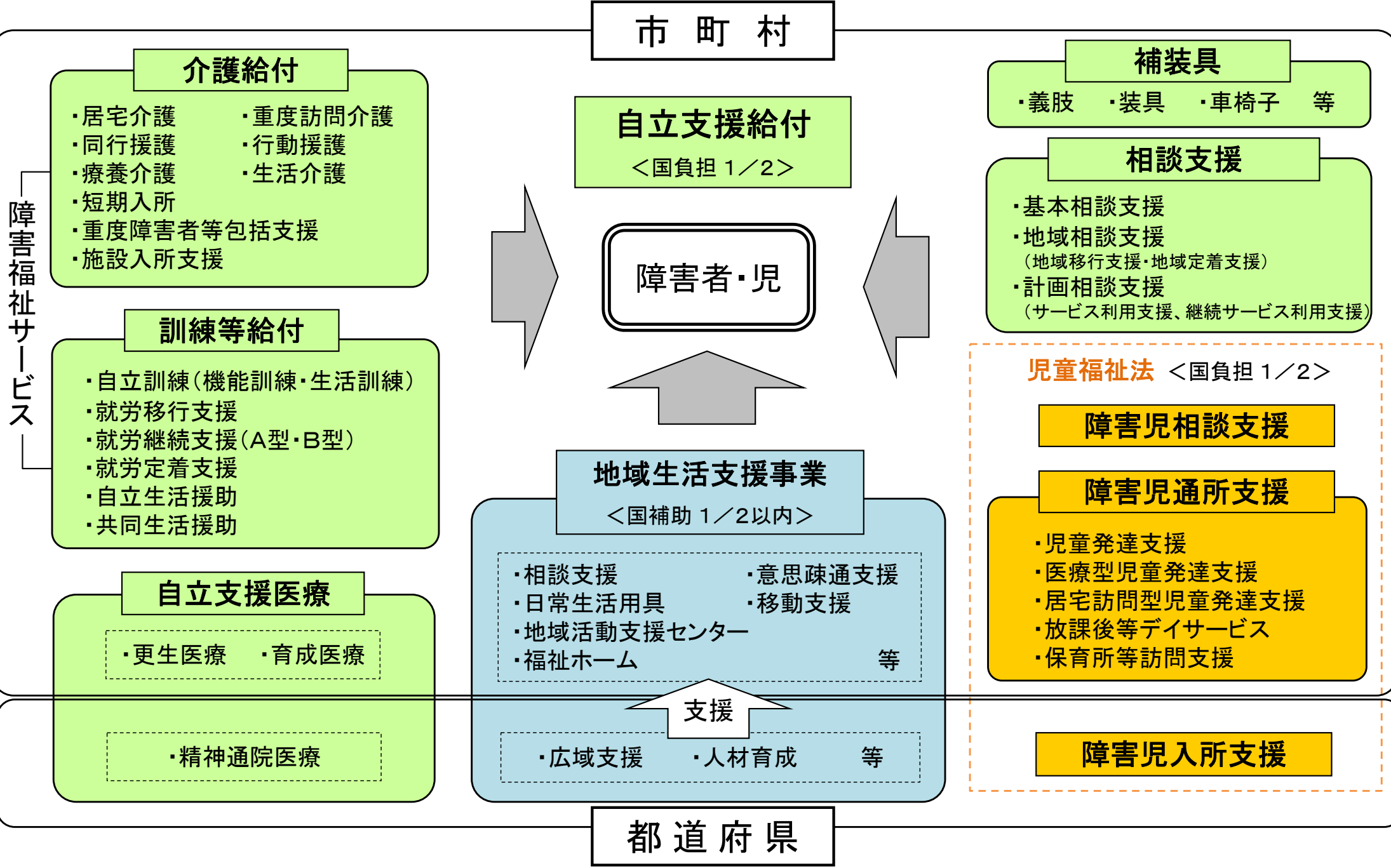
- 行政がサービス内容を決定
- 行政が事業者を特定
- 事業者が行政からの受託者としてサービス提供

### <支援費制度>

- 障害者の自己決定を尊重(サービス利用意向)
- 事業者と利用者が対等
- 契約によるサービス利用

# Ⅱ 障害者総合支援法

## 障害者総合支援法等における給付・事業





# 障害福祉サービス等の体系 (介護給付・訓練等給付)

サービス内容			利用者数	施設・事業所数
訪問系 介護給付	居宅介護	者 児	193,197	21,243
	重度訪問介護	者	11,853	7,451
	同行援護	者 児	24,622	5,682
	行動援護	者 児	12,062	1,926
	重度障害者等包括支援	者 児	43	11
	短期入所	者 児	43,007	5,077
	療養介護	者	20,943	256
	生活介護	者	295,584	11,961
	施設入所支援	者	125,968	2,569
	日中活動系 施設系	自立生活援助	者	1,251
共同生活援助		者	154,680	11,239
居住支援系 訓練等給付	自立訓練 (機能訓練)	者	2,067	176
	自立訓練 (生活訓練)	者	13,696	1,251
	就労移行支援	者	34,877	3,055
	就労継続支援 (A型)	者	78,695	4,132
	就労継続支援 (B型)	者	302,545	14,926
	就労定着支援	者	14,028	1,443

(注) 1.表中の「者」は「障害者」、「児」は「障害児」であり、利用できるサービスにマークを付している。 2.利用者数及び施設・事業所数は、令和4年1月サービス提供分(国保連データ)

# 障害福祉サービス等の体系 (障害児支援、相談支援に係る給付)

		サービス内容	利用者数	施設・事業所数
障害児通所系	障害児支援に係る給付	<b>児童発達支援</b> <span style="color:blue">児</span> 日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行う	151,389	9,547
		<b>医療型児童発達支援</b> <span style="color:blue">児</span> 日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、 集団生活への適応訓練などの支援及び治療を行う	1,783	87
		<b>放課後等デイサービス</b> <span style="color:blue">児</span> 授業の終了後又は休校日に、児童発達支援センター等の施設に通わせ、生活能力向上のための必要な訓練、社会との交流促進などの支援を行う	278,735	17,748
訪問系	障害児に係る給付	<b>居宅訪問型児童発達支援</b> <span style="color:blue">児</span> 重度の障害等により外出が著しく困難な障害児の居宅を訪問して発達支援を行う	278	100
		<b>保育所等訪問支援</b> <span style="color:blue">児</span> 保育所、乳児院・児童養護施設等を訪問し、障害児に対して、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援などを行う	9,770	1,145
入所系	障害児入所系	<b>福祉型障害児入所施設</b> <span style="color:blue">児</span> 施設に入所している障害児に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与を行う	1,386	185
		<b>医療型障害児入所施設</b> <span style="color:blue">児</span> 施設に入所又は指定医療機関に入院している障害児に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与並びに治療を行う	1,821	197
相談支援系	相談支援に係る給付	<b>計画相談支援</b> <span style="color:red">者</span> <span style="color:blue">児</span> 【サービス利用支援】 <ul style="list-style-type: none"> <li>サービス申請に係る支給決定前にサービス等利用計画案を作成</li> <li>支給決定後、事業者等と連絡調整等を行い、サービス等利用計画を作成</li> </ul> 【継続利用支援】 <ul style="list-style-type: none"> <li>サービス等の利用状況等の検証（モニタリング）</li> <li>事業所等と連絡調整、必要に応じて新たな支給決定等に係る申請の勧奨</li> </ul>	202,337	9,407
		<b>障害児相談支援</b> <span style="color:blue">児</span> 【障害児利用援助】 <ul style="list-style-type: none"> <li>障害児通所支援の申請に係る給付決定の前に利用計画案を作成</li> <li>給付決定後、事業者等と連絡調整等を行うとともに利用計画を作成</li> </ul> 【継続障害児支援利用援助】	63,828	5,595
		<b>地域移行支援</b> <span style="color:red">者</span> 住居の確保等、地域での生活に移行するための活動に関する相談、各障害福祉サービス事業所への同行支援等を行う	551	319
		<b>地域定着支援</b> <span style="color:red">者</span> 常時、連絡体制を確保し障害の特性に起因して生じた緊急事態等における相談、障害福祉サービス事業所等と連絡調整など、緊急時の各種支援を行う	4,079	577

※ 障害児支援は、個別に利用の可否を判断（支援区分を認定する仕組みとなっていない） ※ 相談支援は、支援区分によらず利用の可否を判断（支援区分を利用要件としていない）

(注) 1.表中の「者」は「障害者」、「児」は「障害児」であり、利用できるサービスにマークを付している。 2.利用者数及び施設・事業所数は、令和 4年 1月サービス提供分（国保連データ）

# 支給決定プロセスについて

○市町村は、障害者又は障害児の保護者から申請があったときは、

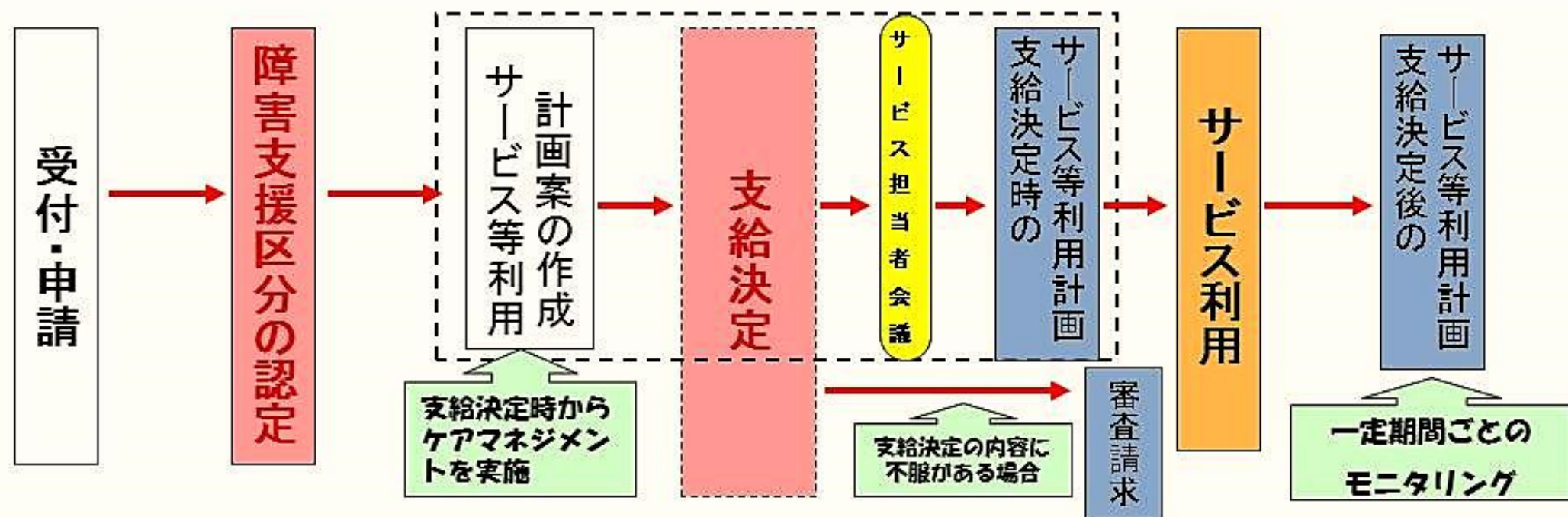
- ・障害支援区分の認定を行い、
- ・指定を受けた特定相談支援事業者が作成するサービス等利用計画案の提出を求め、

これらを勘案して支給決定を行う。

＊ 上記の計画案に代えて、指定特定相談支援事業者以外の者が作成する計画案(セルフプラン)を提出可。

○支給決定時のサービス等利用計画の作成、及び支給決定後のサービス等利用計画の見直し(モニタリング)を行う。

- ・平成24年4月より、市町村が必要と認めるときには、サービス等利用計画案を作成することとともに、サービス等利用計画案を支給決定に当たって勘案することとしている。また、平成27年4月からは対象を全申請者に拡大した。
- ・平成26年4月より、障害程度区分を障害支援区分へ見直した。

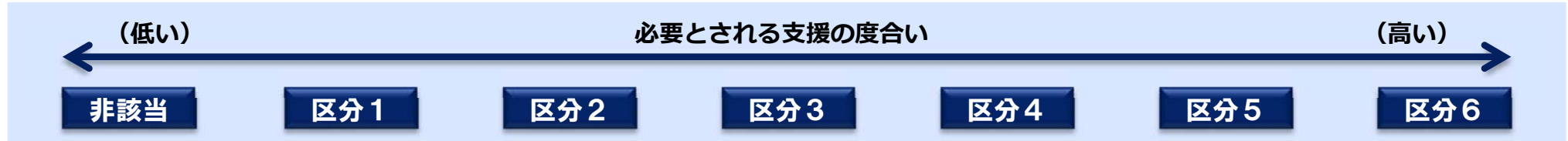




# 障害者総合支援法における「障害支援区分」の概要

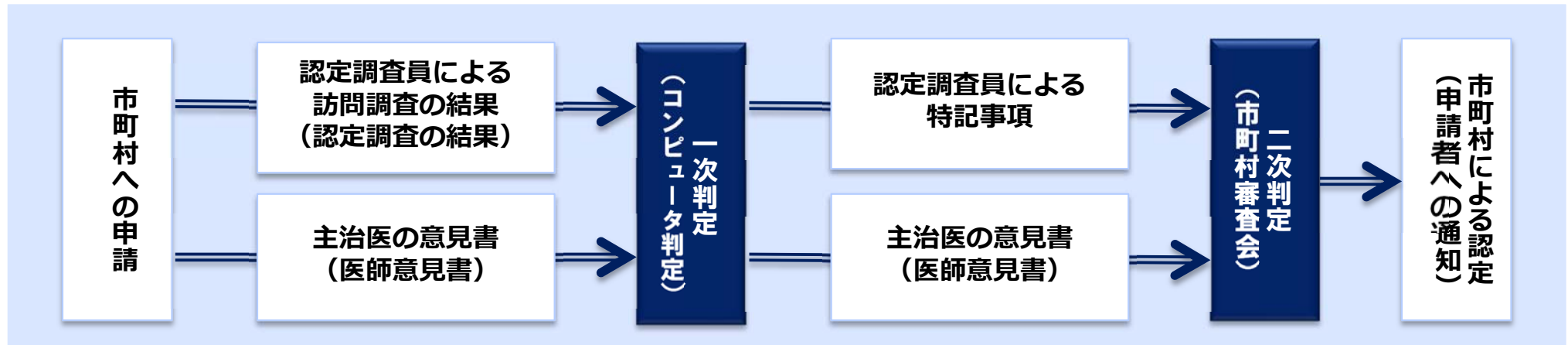
## ① 障害支援区分の定義（法第4条第4項）

○ 障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示すもの。



## ② 障害支援区分の認定手続き

○ 市町村は、障害者等から介護給付費等の支給に係る申請を受理した場合、以下の手続きによる「障害支援区分の認定」を行う。



## ③ 市町村審査会による二次判定結果（平成27年10月～平成28年9月）

非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	合計
71件	6,163件	46,914件	53,224件	46,478件	37,538件	59,479件	249,867件
0.0%	2.5%	18.8%	21.3%	18.6%	15.0%	23.8%	100.0%



## 障害支援区分の認定調査項目（80項目）

### 1. 移動や動作等に関連する項目（12項目）

1-1 寝返り	1-2 起き上がり	1-3 座位保持	1-4 移乗
1-5 立ち上がり	1-6 両足での立位保持	1-7 片足での立位保持	1-8 歩行
1-9 移動	1-10 衣服の着脱	1-11 じょくそう	1-12 えん下

### 2. 身の回りの世話や日常生活等に関連する項目（16項目）

2-1 食事	2-2 口腔清潔	2-3 入浴	2-4 排尿
2-5 排便	2-6 健康・栄養管理	2-7 薬の管理	2-8 金銭の管理
2-9 電話等の利用	2-10 日常の意思決定	2-11 危険の認識	2-12 調理
2-13 掃除	2-14 洗濯	2-15 買い物	2-16 交通手段の利用

### 3. 意思疎通等に関連する項目（6項目）

3-1 視力	3-2 聴力	3-3 コミュニケーション	3-4 説明の理解
3-5 読み書き	3-6 感覚過敏・感覚鈍麻	-	-

### 4. 行動障害に関連する項目（34項目）

4-1 被害的・拒否的	4-2 作話	4-3 感情が不安定	4-4 昼夜逆転	4-5 暴言暴行
4-6 同じ話をする	4-7 大声・奇声を出す	4-8 支援の拒否	4-9 徘徊	4-10 落ち着きがない
4-11 外出して戻れない	4-12 1人で出たがる	4-13 収集癖	4-14 物や衣類を壊す	4-15 不潔行為
4-16 異食行動	4-17 ひどい物忘れ	4-18 こだわり	4-19 多動・行動停止	4-20 不安定な行動
4-21 自らを傷つける行為	4-22 他人を傷つける行為	4-23 不適切な行為	4-24 突発的な行動	4-25 過食・反すう等
4-26 そう鬱状態	4-27 反復的行動	4-28 対人面の不安緊張	4-29 意欲が乏しい	4-30 話がまとまらない
4-31 集中力が続かない	4-32 自己の過大評価	4-33 集団への不適応	4-34 多飲水・過飲水	-

### 5. 特別な医療に関連する項目（12項目）

5-1 点滴の管理	5-2 中心静脈栄養	5-3 透析	5-4 ストーマの処置
5-5 酸素療法	5-6 レスピレーター	5-7 気管切開の処置	5-8 疼痛の看護
5-9 経管栄養	5-10 モニター測定	5-11 じょくそうの処置	5-12 カテーテル

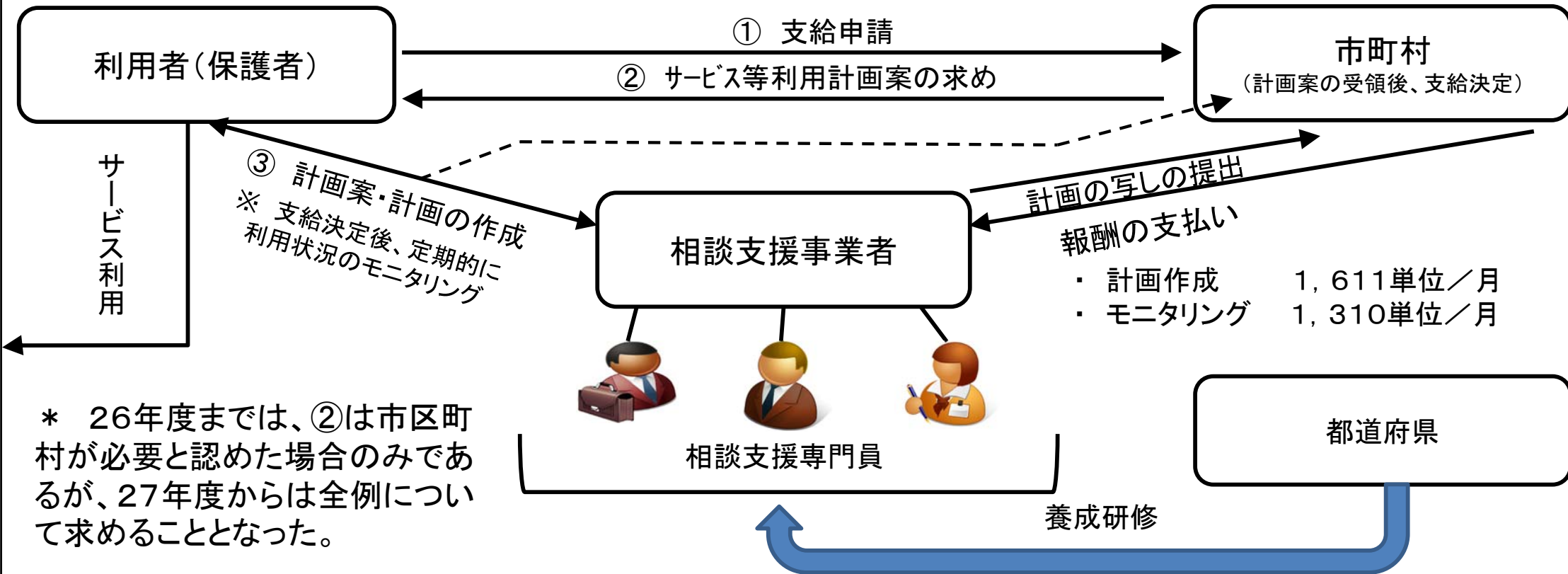
# 計画相談支援のしくみ

○ 障害者総合支援法に基づくサービスの利用に当たっては、相談支援事業者が作成する「サービス等利用計画」が必要。（※児童福祉法に基づく障害児支援については、「障害児支援利用計画」）

※ 平成22年12月成立の「つなぎ法」による関係法令改正の施行（平成24年4月）により、平成27年3月までは経過措置として、市町村が必要と認めた場合に計画を作成することとされていたが、平成27年4月より、全例について計画が必要となった。

※ 各事業所で計画を作成する相談支援専門員には、高い能力が求められるため、一定の実務経験に加えて都道府県が主催する研修の修了を義務づけている。

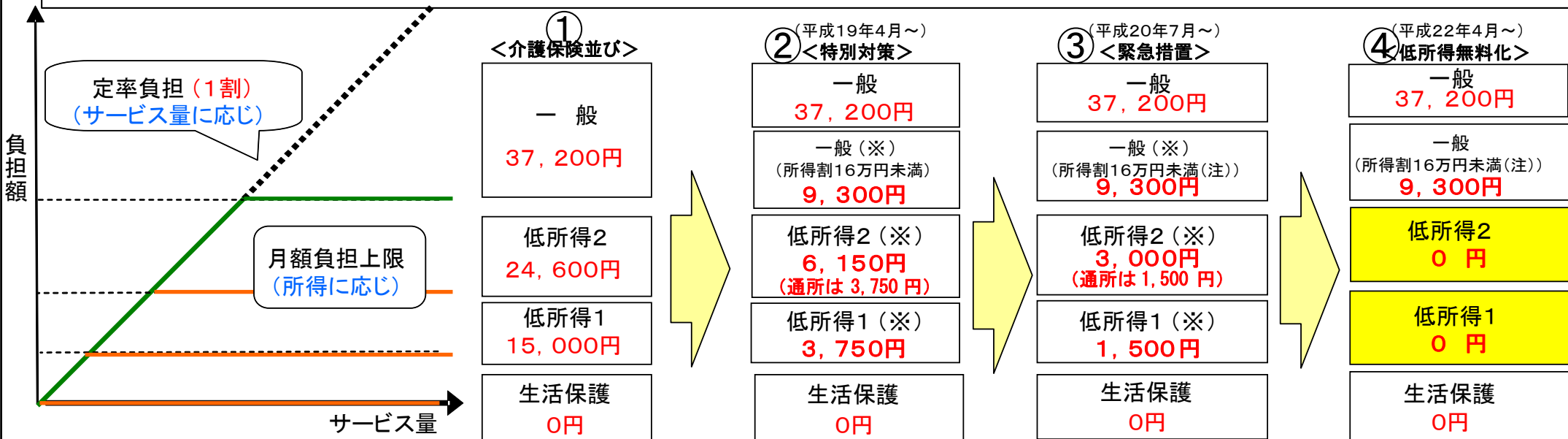
## (利用プロセスのイメージ)



# 利用者負担の軽減措置について

(居宅・通所サービスの場合【障害者・障害児】)

- ① 定率負担が過大なものとならないよう、所得に応じて1月当たりの負担限度額を設定(介護保険並び)
- ② 平成19年4月からの「特別対策」による負担軽減(①の限度額を軽減。平成20年度まで。)
- ③ 平成20年7月からの緊急措置(対象世帯の拡大とともに②の限度額を更に軽減。)
- ④ 平成22年4月から、低所得(市町村民税非課税)の利用者負担を無料化
- ⑤ 平成24年4月から法律上も応能負担となることが明確化(平成22年12月の議員立法による障害者自立支援法等の一部改正法により措置)



※ 資産要件あり(所有する現金及び預貯金等が1,000万円(単身の場合は500万円)以下等)。  
平成21年7月以降資産要件は撤廃。

(注)障害児の場合は、一般世帯の所得割28万円未満は、4,600円

- (1) 一般:市町村民税課税世帯
- (2) 低所得2:市町村民税非課税世帯((3)を除く)
- (3) 低所得1:市町村民税非課税世帯であって、利用者本人(障害児の場合はその保護者)の年収が80万円以下の方
- (4) 生活保護:生活保護世帯

・緊急措置により平成20年7月から障害者の負担限度額については、世帯全体ではなく「本人及び配偶者」のみの所得で判断

# 自立支援医療制度の概要

## 根拠法及び概要

根 拠 法 : 障害者総合支援法

概 要 : 障害者(児)が自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な心身の障害の状態を軽減するための医療(保険診療に限る。)について、当該医療費の自己負担額を軽減するための公費負担医療制度

※ 所得に応じ1月あたりの自己負担上限額を設定(月額総医療費の1割がこれに満たない場合は1割)

※ 保険優先のため、通常、医療保険の自己負担分(3割)と上記の自己負担上限額の差額分を自立支援医療費により支給

実施主体 : 【更生医療・育成医療】市町村 【精神通院医療】都道府県・指定都市

負担割合 : 【更生医療・育成医療】国 1/2, 都道府県1/4, 市町村1/4 【精神通院医療】国1/2, 都道府県・指定都市1/2

支給決定件数 : 【更生医療】251,789件 【育成医療】32,100件 【精神通院医療】1,817,829件 ※平成27年度

## 対象者

更生医療 : 身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者で、その障害の状態を軽減する手術等の治療により確実に効果が期待できる者(18歳以上)

育成医療 : 児童福祉法第4条第2項に規定する障害児のうち、障害に係る医療を行わないときは将来において身体障害者福祉法別表に掲げる障害と同程度の障害を残すと認められ、手術等により確実な治療の効果が期待できる者(18歳未満)

精神通院医療 : 精神保健福祉法第5条に規定する精神疾患(てんかんを含む。)を有する者で、通院による精神医療を継続的に要する者

## 対象となる医療の例

(更生医療・育成医療)

肢体不自由 … 関節拘縮 → 人工関節置換術

視覚障害 … 白内障 → 水晶体摘出術

聴覚障害 … 高度難聴 → 人工内耳埋込術

内臓障害 … 心臓機能障害 → ペースメーカー埋込手術

腎臓機能障害 → 腎移植、人工透析 肝臓機能障害 → 肝移植

<先天性内臓障害> 鎖肛 → 人工肛門の造設 ※ 育成医療のみ

(精神通院医療)

精神科専門療法

訪問看護



# 自立支援医療の患者負担の基本的な枠組み

- ① 患者の負担が過大なものとならないよう、所得に応じて1月当たりの負担上限額を設定。(月額総医療費の1割がこれに満たない場合は1割)
- ② 費用が高額な治療を長期にわたり継続しなければならない(重度かつ継続)者、育成医療の中間所得層については、更に軽減措置を実施。

## 【自己負担上限月額】

所得区分(医療保険の世帯単位)		更生医療・ 精神通院医療	育成医療	重度かつ継続
一定所得以上	市町村民税 235,000円以上(年収約833万円以上)	対象外	対象外	20,000円
中間所得2	市町村民税 33,000円以上235,000円未満(年収:約400~833万円未満)	総医療費の1割 又は高額療養費 (医療保険)の 自己負担限度額	10,000円	10,000円
中間所得1	市町村民税 33,000円未満(年収約290~400万円未満)		5,000円	5,000円
低所得2	市町村民税非課税(低所得1を除く)	5,000円		
低所得1	市町村民税非課税(本人又は障害児の保護者の年収80万円以下)	2,500円		
生活保護	生活保護世帯	0円		

\* 年収については、夫婦+障害者である子の3人世帯の粗い試算

## 【月額医療費の負担イメージ】 \* 医療保険加入者(生活保護世帯を除く)

医療保険(7割)	自立支援医療費 (月額医療費-医療保険-患者負担)	患者負担 (1割又は負担上限額)
----------	------------------------------	---------------------

### 「重度かつ継続」の範囲

- 疾病、症状等から対象となる者
  - [更生・育成] 腎臓機能・小腸機能・免疫機能・心臓機能障害(心臓移植後の抗免疫療法に限る)・肝臓の機能障害(肝臓移植後の抗免疫療法に限る)の者
  - [精神通院] ①統合失調症、躁うつ病、うつ病、てんかん、認知症等の脳機能障害、薬物関連障害(依存症等)の者
  - ②精神医療に一定以上の経験を有する医師が判断した者
- 疾病等に関わらず、高額な費用負担が継続することから対象となる者
  - [更生・育成・精神通院] 医療保険の多数回該当の者

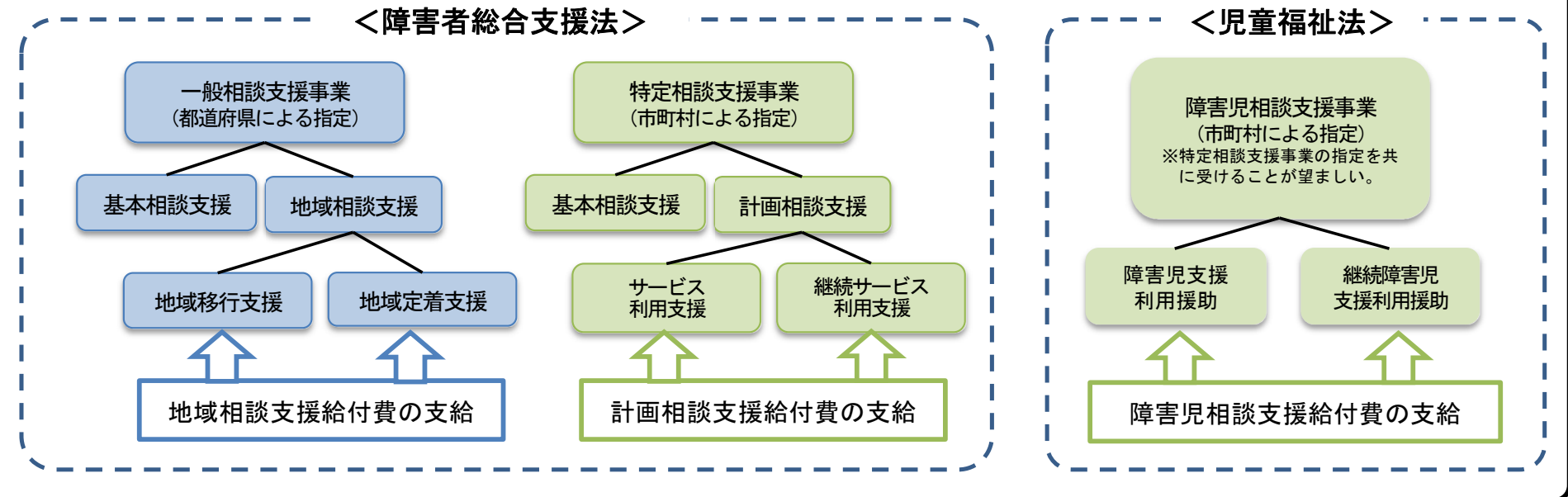
### 負担上限月額の経過的特例措置 ※上記の太枠部分

育成医療の中間所得1、2及び「重度かつ継続」の一定所得以上の負担上限月額については、平成30年3月31日までの経過的特例措置

# 障害者総合支援法における相談支援事業の体系

第114回社会保障審議会  
障害者部会資料 (R3. 7. 16)

## 個別給付で提供される相談支援



## 地域生活支援事業により実施される相談支援

### 実施主体は市町村

※ 適切な一般相談支援事業者又は特定相談支援事業者へ委託可能

### 障害者相談支援事業 (必須事業)

※主に個別給付による相談支援の対象とならない障害者等に対する相談支援を行う (基本相談支援のみを行う場合等)。

地方交付税措置

### 基幹相談支援センター

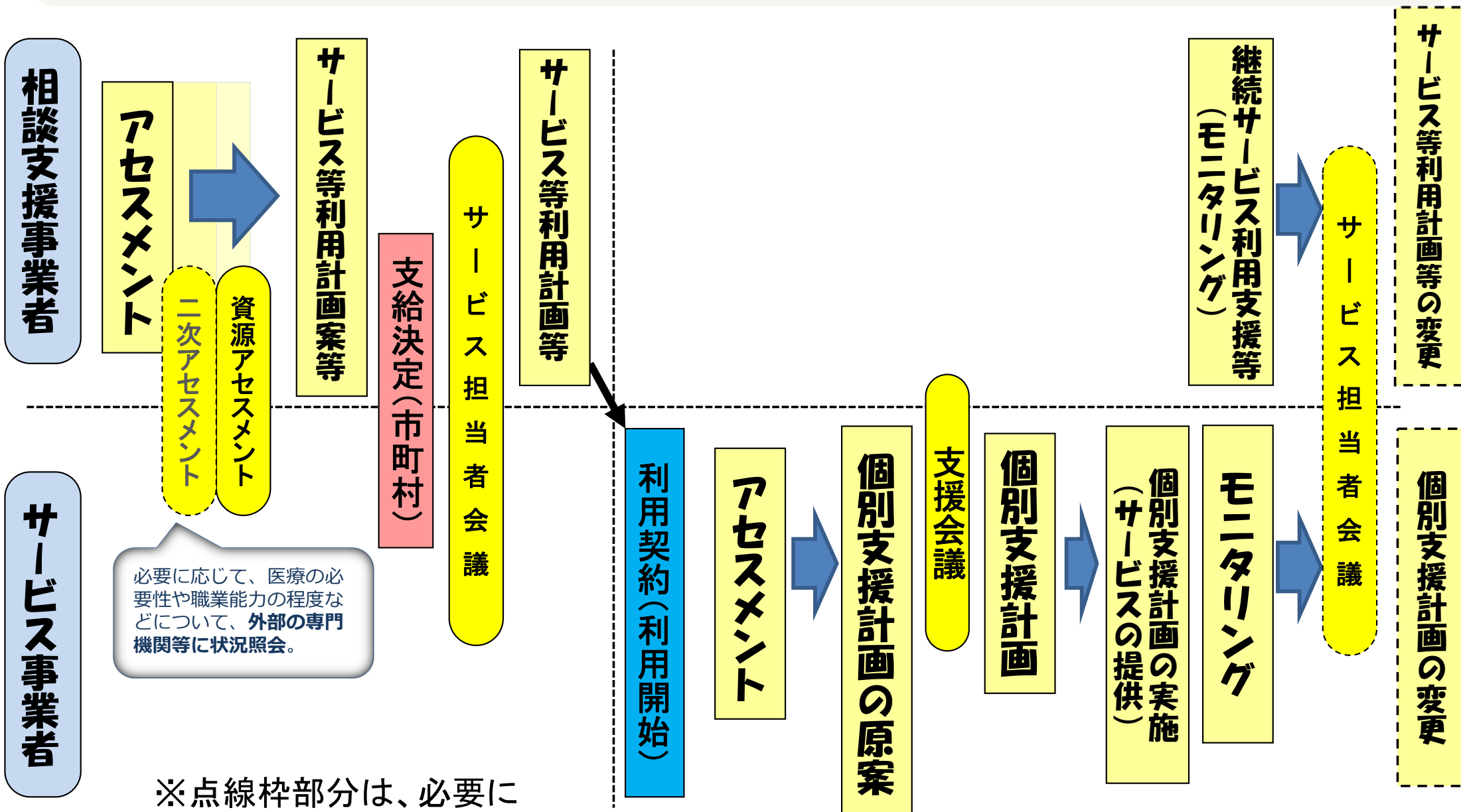
※地域の中核的な機関として、総合的・専門的な相談支援を行うと共に、地域の相談支援体制強化の取組等を行う。

地方交付税措置



基幹相談支援センター等  
機能強化事業 (補助金)

# 指定特定相談支援事業者(計画作成担当)及び障害児相談支援事業者と 障害福祉サービス事業者の関係

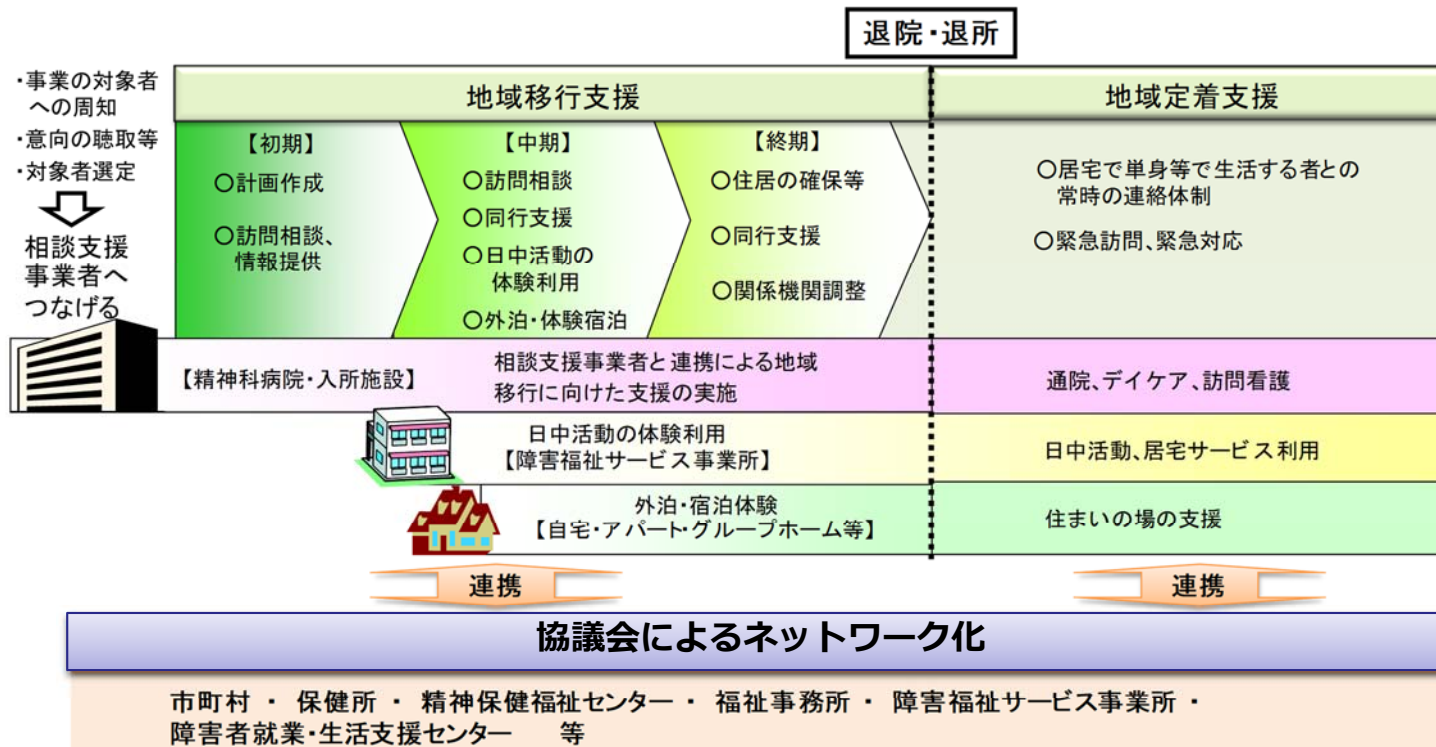


※点線枠部分は、必要により実施

# 地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）の概要

- 地域移行支援**・・・障害者支援施設、精神科病院、救護施設・更生施設、矯正施設等に入所又は入院している障害者を対象に住居の確保その他の地域生活へ移行するための支援を行う。
- 地域定着支援**・・・居宅において単身で生活している障害者等を対象に常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行う。

(参考) 地域生活への移行に向けた支援の流れ (イメージ)



※ 精神障害者の退院促進支援事業の手引き(平成19年3月日本精神保健福祉士協会を参考に作成)

	地域移行支援	地域定着支援
事業所数	307事業所	489事業所
利用者数	553人	2,687人

国保連平成28年12月実績

## 報酬単価

### (地域移行支援)

- 地域移行支援サービス費 2,323単位/月
- 初回加算 500単位/月  
(利用を開始した月に加算)
- 退院・退所月加算 2,700単位/月  
(退院・退所月に加算)
- 集中支援加算 500単位/月  
(月6日以上面接・同行による支援を行った場合に加算)
- 障害福祉サービス事業の体験利用加算 300単位/日
- 体験宿泊加算(Ⅰ) 300単位/日
- 体験宿泊加算(Ⅱ) 700単位/日
- 特別地域加算 +15/100

### (地域定着支援)

- 地域定着支援サービス費  
〔体制確保分〕 302単位/月  
〔緊急時支援分〕 705単位/日
- 特別地域加算 +15/100

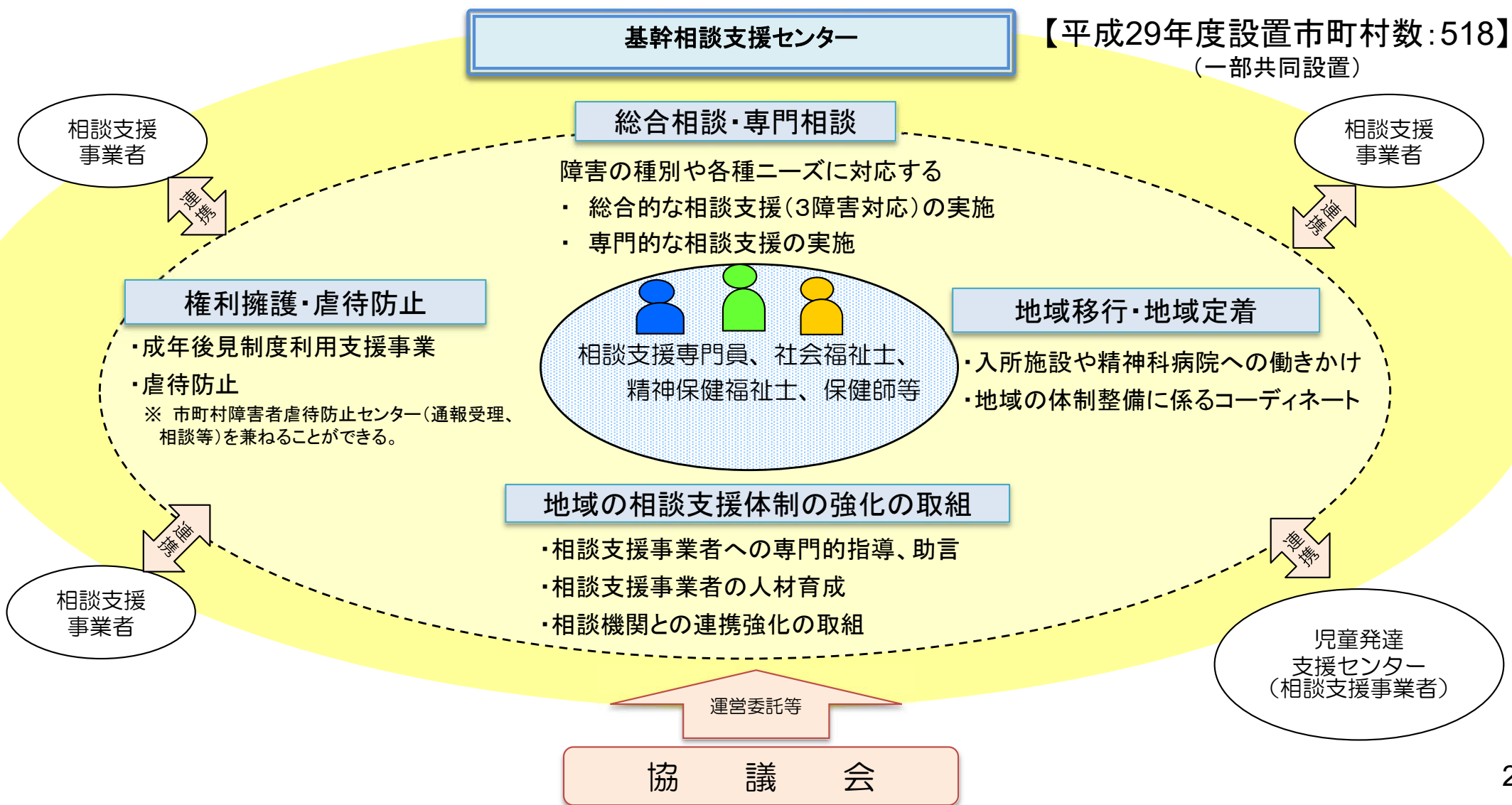


# 基幹相談支援センターの役割のイメージ

基幹相談支援センターは、地域の相談支援の拠点として総合的な相談業務（身体障害・知的障害・精神障害）及び成年後見制度利用支援事業を実施し、地域の実情に応じて以下の業務を行う。

※ 平成24年度予算において、地域生活支援事業費補助金により、基幹相談支援センターの機能強化を図るための、①専門的職員の配置、②地域移行・地域定着の取組、③地域の相談支援体制の強化の取組に係る事業費について、国庫補助対象とした。

また、社会福祉施設等施設整備費補助金等により、施設整備費について国庫補助対象とした。



# 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

(平成17年法律第123号)

## 第一章 総則

(目的)

主語

第一条 この法律は、障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)の基本的な理念にのっとり、身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)、知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第百二十三号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

述語

# 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

## (基本理念)

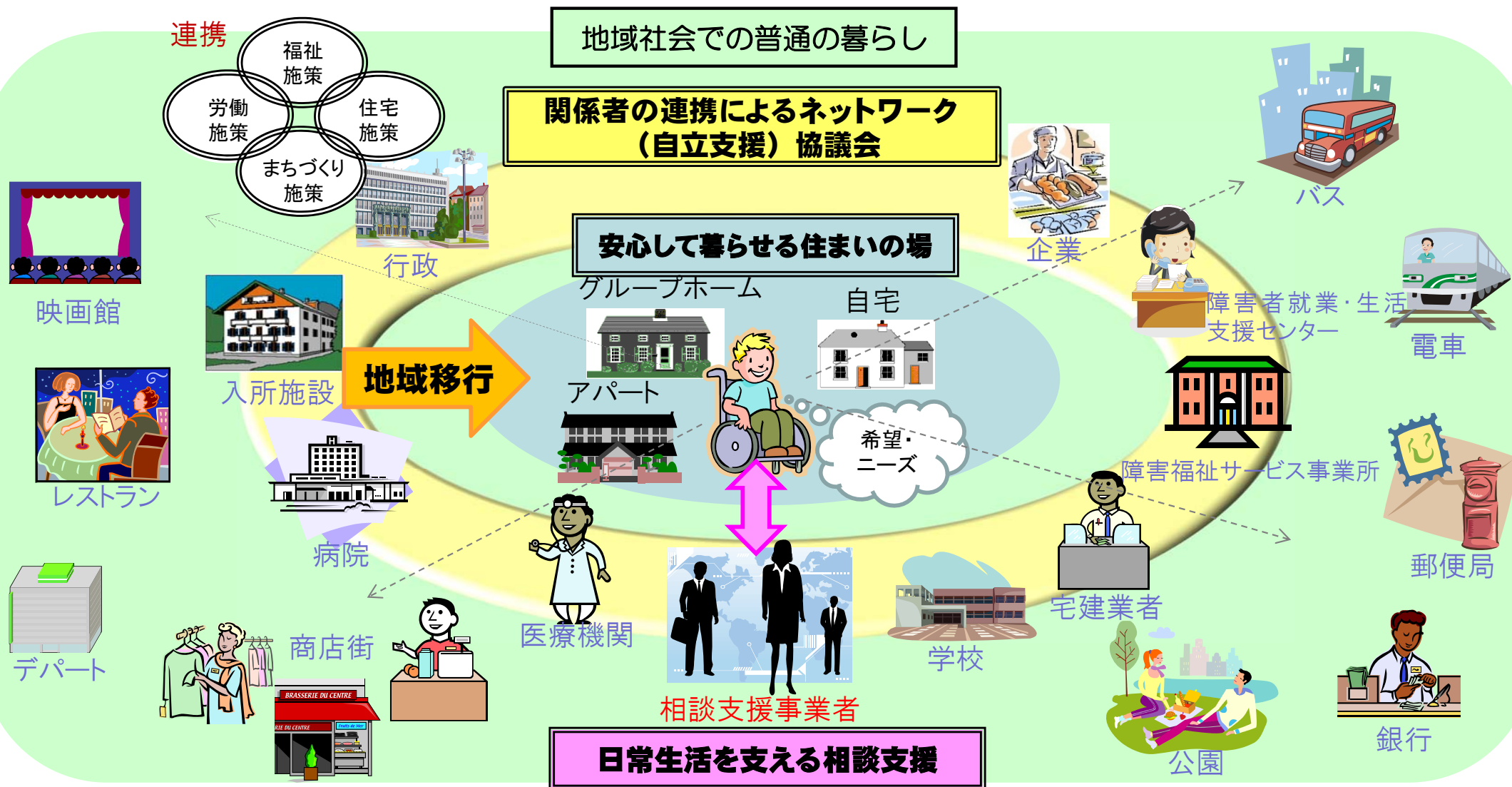
第一条の二 障害者及び障害児が日常生活又は社会生活を営むための支援は、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、**障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会**を実現するため、全ての障害者及び障害児が可能な限りその身近な場所において必要な日常生活又は社会生活を営むための支援を受けられることにより社会参加の機会が確保されること及び**どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保**され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと並びに障害者及び障害児にとって日常生活又は**社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの**の除去に資することを旨として、総合的かつ計画的に行わなければならない。

# 障害のある人が普通に暮らせる地域づくり

(目指す方向)

重度の障害者でも地域での暮らしを選択できる基盤づくり

- ・安心して暮らせる住まいの場の確保
- ・日常生活を支える相談支援体制の整備
- ・関係者の連携によるネットワークの構築





### Ⅲ とともに生きる社会

#### 障害福祉の枠組

障害のある人

障害児  
通園施設

児童発達支援センター  
児童発達支援事業  
放課後等デイサービス

障害児  
特別支援  
学校

障害者  
通所施設

就労継続支援A型  
就労継続支援B型  
生活介護等

障害者  
入所施設<sup>等</sup>

障害のない人

保育園  
幼稚園

小・中・高  
大学

就職

住宅

# ともに生きる社会を迎えるには

障害のある人

障害のない人

保育園  
幼稚園

小・中・高  
大学

就職

住宅

普通の保育・教育  
補助・介助・療育的支援

就労支援

住まい  
と介助

遊び 趣味 部活 スポーツ レジャー ショッピング デート 飲み会  
外出の支援(ガイドヘルパー)

友達関係 恋愛・結婚・出産・子育て・古い  
家族関係 別れ・離婚・経済・近所付き合い

乳幼児期から成人期・高齢期まで支える相談支援・ケアマネジメント

## IV 「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」の概要

27

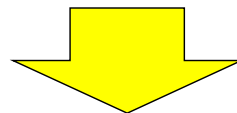
### 障害者総合支援法

「意思決定支援」を重要な取組として位置づけている。

- 障害者本人(以下「本人」という。)が「どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保」される(第1条の2(基本理念))
- 指定相談支援事業者及び指定障害福祉サービス事業者等は、障害者等の意思決定の支援に配慮するよう努める(第42条、第51条の22)

### 障害者基本法

国及び地方公共団体は、障害者の意思決定の支援に配慮しつつ、相談業務、成年後見制度、権利利益の保護等のための施策又は制度が、適切に行われ又は広く利用されるようにしなければならない(第23条)



**障害福祉サービスの提供は、本人の意思決定支援に基づくことが原則**

# 総論

## 1. 意思決定支援の定義

意思決定支援とは、自ら意思を決定することに困難を抱える障害者が、日常生活や社会生活に関して自らの意思が反映された生活を送ることができるように、可能な限り本人が自ら意思決定できるよう支援し、本人の意思の確認や意思及び選好を推定し、支援を尽くしても本人の意思及び選好の推定が困難な場合には、最後の手段として本人の最善の利益を検討するために事業者の職員が行う支援の行為及び仕組みをいう。



# 各論

## 1. 意思決定支援の枠組み

### (1) 意思決定支援責任者の配置

意思決定支援計画の作成、意思決定支援会議の企画・運営など、意思決定支援の仕組みを作る役割(サービス管理責任者や相談支援専門員が兼務など)

### (2) 意思決定支援会議の開催

本人参加の下で、意思決定が必要な事項に関する参加者の情報を持ち寄り、意思を確認したり、意思及び選好を推定したりする仕組み  
「サービス担当者会議」や「個別支援会議」と一体的に実施することが考えられる。

### (3) 意思決定支援計画の作成とサービスの提供

意思決定支援会議により確認された本人の意思を反映したサービス等利用計画や個別支援計画(意思決定支援計画)の作成とし、意思決定に基づくサービスの提供

### (4) モニタリングと評価及び見直し

意思決定を反映したサービス提供の結果をモニタリング、評価し、さらに意思決定が促進されるよう見直す

# 意思決定支援の流れ

30

意思決定が必要な場面 ・サービスの選択 ・居住の場の選択 等

本人が自分で決定できるよう支援

自ら意思決定することが困難な場合

## 意思決定支援責任者の選任とアセスメント

(相談支援専門員・サービス管理責任者兼務可)

- 本人の意思決定に関する情報の把握方法、意思決定支援会議の開催準備等
- アセスメント ・本人の意思確認 ・日常生活の様子を観察 ・関係者からの情報収集・本人の判断能力、自己理解、心理的状况等の把握・本人の生活史等、人的・物理的環境等のアセスメント・体験を通じた選択の検討 等

## 意思決定支援会議の開催 (サービス担当者会議・個別支援会議と兼ねて開催可)

本人・家族・成年後見人等・意思決定支援責任者・事業者・関係者等による情報交換や本人の意思の推定  
最善の利益の判断

意思決定の結果を反映したサービス等利用計画・個別支援計画 (意思決定支援計画) の作成とサービスの提供、支援結果等の記録

支援から把握される表情や感情、行動等から読み取れる意思と選好等の記録

意思決定に関する記録の  
フィードバック

30

## 2. 意思決定支援における意思疎通と合理的配慮

本人が、意思決定に必要な情報を十分理解し、決定に活用できるよう配慮をもって説明し、決定したことの結果起こり得ること等を理解できるよう、意思疎通における合理的配慮を十分行うことが重要

## 3. 意思決定支援の根拠となる記録の作成

本人のこれまでの生活環境や生活史、家族関係、人間関係、嗜好等の生活の全体像を理解することは、本人の意思を推定するための手がかり

## 4. 職員の知識・技術の向上

意思決定支援の意義や知識の理解及び技術等の向上への取組みを促進させることが重要

# 意思決定支援の具体例

## 施設での生活を継続するかどうかの意思決定支援

施設入所支援を利用して15年になるBさんは、知的障害と自閉症があり、言葉によるコミュニケーションが難しい状態であった。また、家族が亡くなり、成年後見人が選任されていた。担当の相談支援専門員は、継続サービス利用支援によるモニタリングで、今後も引き続き施設入所支援を利用するのか、グループホーム等に生活の場を移行するのか、Bさんの意思決定支援が必要であると考えていた。

そこで、担当の相談支援専門員が意思決定支援責任者となり、Bさんと成年後見人、施設入所支援のサービス管理責任者とBさんの担当職員、グループホームのサービス管理責任者の参加により、Bさんの意思決定支援会議を開くこととなった。

成年後見人は、Bさんが施設に慣れて落ち着いた生活を送れているのに、生活の場を変えることでBさんが不安定な状態にならないか不安であると話した。

意思決定支援責任者が、自宅でのBさんの様子について成年後見人に尋ねると、帰省した時は、自分でお湯を沸かしてカップラーメンを作って食べていること等が話された。



# 意思決定支援の具体例

## 施設での生活を継続するかどうかの意思決定支援

施設入所支援のサービス管理責任者と担当職員はその話を聞いて、施設では自分でお湯を沸かしたり、カップラーメンを作ったりする場面がなかったため、施設の環境がBさんの本来できることを狭めてしまっているのではないかと、Bさんにとってよりよい生活の場について考えることが必要ではないかと思った、と話した。

Bさんは、目の前にある洋服や食べ物の中から自分が気に入った物を選んだり、絵カードや写真カードを見て、その日に行う活動を選んだり是可以するが、経験したことがないグループホームの生活と今の施設の生活を比べて選ぶことは難しかった。そこで、グループホームのサービス管理責任者は、空き部屋のあるグループホームがあるので、体験利用をしてみ、その様子からBさんの意思を確認してはどうかと提案した。

意思決定支援責任者である相談支援専門員は、意思決定支援会議の結果を踏まえてサービス等利用計画を変更し、地域移行支援に基づくグループホームの体験利用を行う内容に見直した。

# 意思決定支援の具体例

## 施設での生活を継続するかどうかの意思決定支援

また、1ヶ月後に再度意思決定支援会議を開き、Bさんの体験利用の様子を共有し、Bさんが今後の生活の場について施設の利用を継続したいのか、グループホームで生活したいのかについて確認することになった。

Bさんがグループホームで混乱しないように、施設で使っていた絵カードやスケジュールをグループホームでも使うことにした。人数の少ないグループホームの環境は、Bさんにとって落ち着けるようだった。近くのコンビニエンス・ストアに買い物に行ったり、カップラーメンや冷凍食品を調理して食べたりと、Bさんは生活の幅を広げていった。

1ヶ月後に、意思決定支援会議が開かれ、グループホームでの体験利用の様子が報告された。その内容から、Bさんの意思がどこにあるのか、誰にとっても明らかであった。

※ 意思決定支援ガイドライン本編には、他の具体例として「日中活動プログラムの選択に関する意思決定支援」「精神科病院からの退院に関する意思決定支援」を収録

# V 障害者虐待防止法の概要

(平成23年6月17日成立、同6月24日公布、  
平成24年10月1日施行)

## 目的

障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加によって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等に鑑み、障害者に対する虐待の禁止、国等の責務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障害者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

## 定義

- 1 「障害者」とは、身体・知的・精神障害その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活・社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- 2 「障害者虐待」とは、次の3つをいう。

- ①養護者による障害者虐待
- ②障害者福祉施設従事者等による障害者虐待
- ③使用者による障害者虐待

- 3 障害者虐待の類型は、次の5つ。(具体的要件は、虐待を行う主体ごとに微妙に異なる。)

- ①身体的虐待 (障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること)
- ②放棄・放置 (障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置等による①③④の行為と同様の行為の放置等)
- ③心理的虐待 (障害者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと)
- ④性的虐待 (障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること)
- ⑤経済的虐待 (障害者から不当に財産上の利益を得ること)

# 虐待防止施策

- 1 何人も障害者を虐待してはならない旨の規定、障害者の虐待の防止に係る国等の責務規定、障害者虐待の早期発見の努力義務規定を置く。
- 2 「**障害者虐待**」を受けたと思われる障害者を発見した者に速やかな通報を義務付けるとともに、障害者虐待防止等に係る具体的スキームを定める。

養護者による障害者虐待	障害者福祉施設従事者等による障害者虐待	使用者による障害者虐待
<p>[市町村の責務] 相談等、居室確保、連携確保</p> <p>[スキーム]</p> <p>① 事実確認（立入調査等） ② 措置（一時保護、後見審判請求）</p>	<p>[設置者等の責務] 当該施設等における障害者に対する虐待防止等のための措置を実施</p> <p>[スキーム]</p> <p>① 監督権限等の適切な行使 ② 措置等の公表</p>	<p>[事業主の責務] 当該事業所における障害者に対する虐待防止等のための措置を実施</p> <p>[スキーム]</p> <p>① 監督権限等の適切な行使 ② 措置等の公表</p>

- 3 就学する障害者、保育所等に通う障害者及び医療機関を利用する障害者に対する虐待への対応について、その防止等のための措置の実施を学校の長、保育所等の長及び医療機関の管理者に義務付ける。

## その他

- 1 市町村・都道府県の部局又は施設に、障害者虐待対応の窓口等となる「**市町村障害者虐待防止センター**」・「**都道府県障害者権利擁護センター**」としての機能を果たさせる。
- 2 市町村・都道府県は、障害者虐待の防止等を適切に実施するため、福祉事務所その他の関係機関、民間団体等との連携協力体制を整備しなければならない。
- 3 国及び地方公共団体は、財産上の不当取引による障害者の被害の防止・救済を図るため、**成年後見制度の利用に係る経済的負担の軽減のための措置**等を講ずる。

※ 虐待防止スキームについては、家庭の障害児には児童虐待防止法を、施設入所等障害者には施設等の種類（障害者施設等、児童養護施設等、養介護施設等）に応じてこの法律、児童福祉法又は高齢者虐待防止法を、家庭の高齢障害者にはこの法律及び高齢者虐待防止法を、それぞれ適用。



## 経済的虐待への対応に関して特に留意すること

### 財産上の不当取引による被害の防止

#### 被害相談、消費生活関係部署・機関の紹介

市町村は、養護者や障害者の親族、障害者福祉施設従事者等以外の第三者によって引き起こされた財産上の不当取引による被害について、相談に応じ、若しくは消費生活業務の担当部署や関連機関を紹介することを規定（第43条第1項）。

（※市町村障害者虐待対応協力者に委託することが可能）

#### 【相談窓口】

消費生活センター、国民生活センター、弁護士会、日本司法支援センター（法テラス）、  
成年後見センター・リーガルサポート

### 成年後見制度の活用

財産上の不当取引のように、経済的虐待と同様の行為が認められる場合には、日常生活自立支援事業や成年後見制度の活用も含めた対応が必要。市町村長申立も活用しながら、障害者の財産が守られるよう、支援を行うことが必要（第43条第2項）。

# 各法に盛り込まれている成年後見制度に関する規定

「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律（平成25年4月施行）」や「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律（平成26年4月施行）」において、事業者が障害者等の立場に立ってサービスを提供する努力義務を課すとともに、成年後見に係る市町村の体制整備等に関する規定を盛り込んでいる。

## 障害者総合支援法（第77条）

【平成25年4月施行】

（市町村の地域生活支援事業）

市町村は、厚生労働省令で定めるところにより、地域生活支援事業として、次に掲げる事業を行うものとする。

- ・ 障害者の民法（明治二十九年法律第八十九号）に規定する後見、保佐及び補助の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図るための研修を行う事業

## 知的障害者福祉法（第28条の2）

【平成25年4月施行】

## 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（第51条の11の3）

【平成26年4月施行】

（審判の請求）

市町村長は、知的障害者（精神障害者）につき、その福祉を図るため特に必要があると認めるときは、民法第七条、第十一条、第十三条第二項、第十五条第一項、第十七条第一項、第八百七十六条の四第一項又は第八百七十六条の九第一項に規定する審判の請求をすることができる。

（後見等を行う者の推薦等）

市町村は、前条の規定する審判の請求の円滑な実施に資するよう、民法に規定する後見、保佐及び補助（以下、この条において「後見等」という。）の業務を適正に行うことができる人材の活用を図るため、後見等の業務を適正に行うことができる者の家庭裁判所への推薦その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- ・ 都道府県は、市町村と協力して後見等の業務を適正に行うことができる人材の活用を図るため、前項に規定する措置の実施に関し助言その他の援助を行うように努めなければならない。

# 成年後見制度利用支援事業

## (障害者関係)

### 1. 目的

障害福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障害者又は精神障害者に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、これらの障害者の権利擁護を図ることを目的とする。

### 2. 事業内容

成年後見制度の利用に要する費用のうち、成年後見制度の申し立てに要する経費(登記手数料、鑑定費用等)及び後見人等の報酬等の全部又は一部を補助する。

※平成24年度から市町村地域生活支援事業の必須事業化

### 3. 事業創設年度

平成18年度

### 4. 実施主体市町村(補助率:国1/2以内、都道府県1/4以内)

### 3. 障害者虐待対応状況調査の結果 (障害者福祉施設従事者等による障害者虐待)

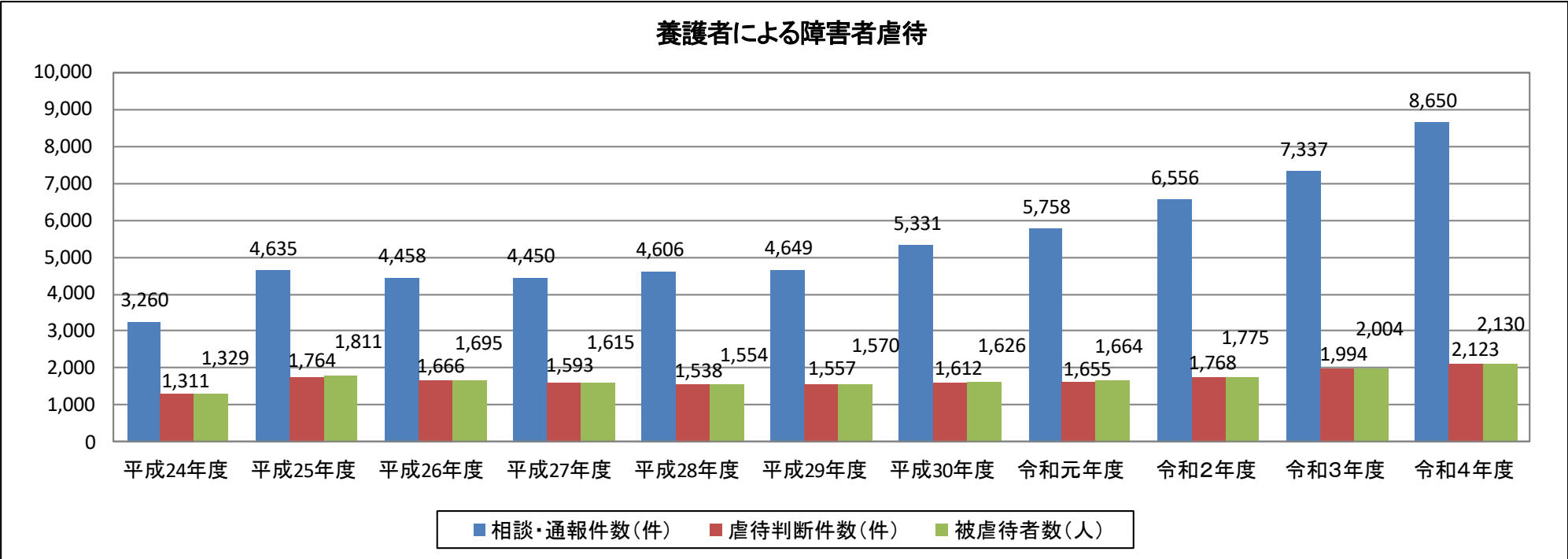
「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく  
対応状況等に関する調査結果報告書」(社会・援護局 障害保健福祉部 障害福祉課)  
平成24年度～令和3年度の集計結果から



# 1. 障害者虐待対応状況調査<養護者による障害者虐待> 経年グラフ

- ・令和4年度の養護者による障害者虐待の相談・通報件数は8,650件であり、令和3年度から増加(7,337件→8,650件)。
- ・令和4年度の虐待判断件数は2,123件であり、令和3年度から増加(1,994件→2,123件)。
- ・令和4年度の被虐待者数は2,130人。

養護者	平成							令和			
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
相談・通報件数(件)	3,260	4,635	4,458	4,450	4,606	4,649	5,331	5,758	6,556	7,337	8,650
虐待判断件数(件)	1,311	1,764	1,666	1,593	1,538	1,557	1,612	1,655	1,768	1,994	2,123
被虐待者数(人)	1,329	1,811	1,695	1,615	1,554	1,570	1,626	1,664	1,775	2,004	2,130



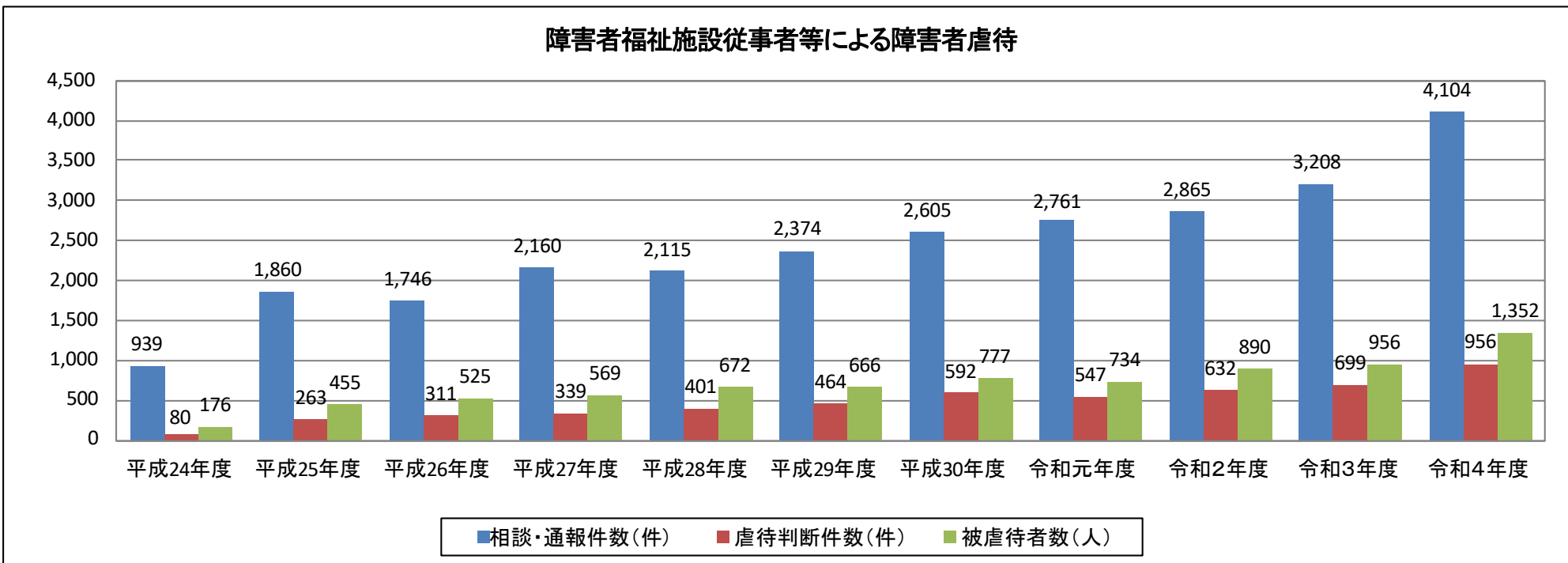
\* 平成24年度は下半期のみのデータ

## 2. 障害者虐待対応状況調査<障害者福祉施設従事者等による障害者虐待> 経年グラフ

- ・令和4年度の障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の相談・通報件数は4,104件であり、令和3年度から増加(3,208件→4,104件)。
- ・令和4年度の虐待判断件数は956件であり、令和3年度から増加(699件→956件)。
- ・令和4年度の被虐待者数は1,352人。

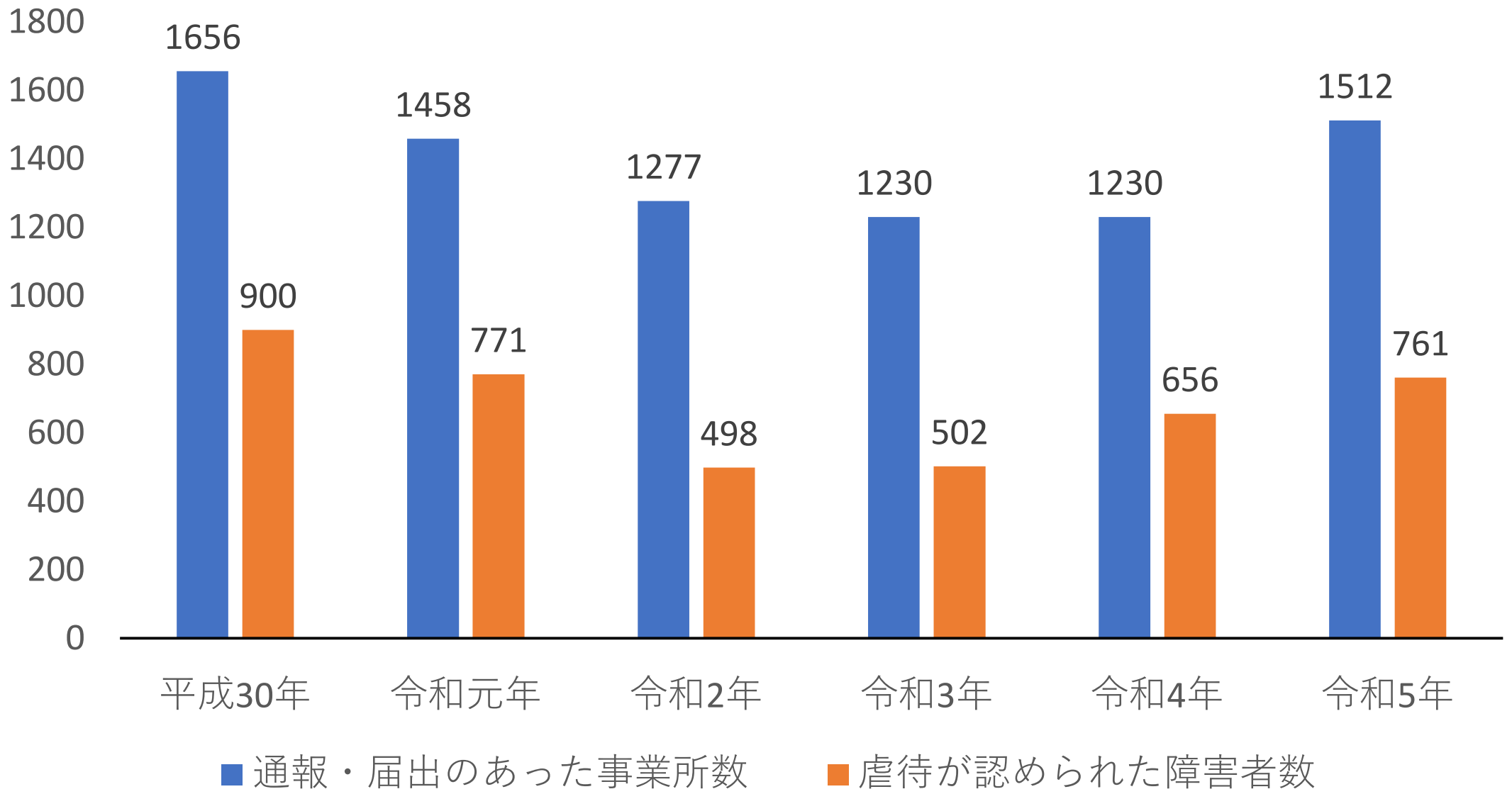
障害者福祉施設従事者等	平成							令和			
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
相談・通報件数(件)	939	1,860	1,746	2,160	2,115	2,374	2,605	2,761	2,865	3,208	4,104
虐待判断件数(件)	80	263	311	339	401	464	592	547	632	699	956
被虐待者数*(人)	176	455	525	569	672	666	777	734	890	956	1,352

\*被虐待者が特定できなかった事例を除く



\* 平成24年度は下半期のみのデータ

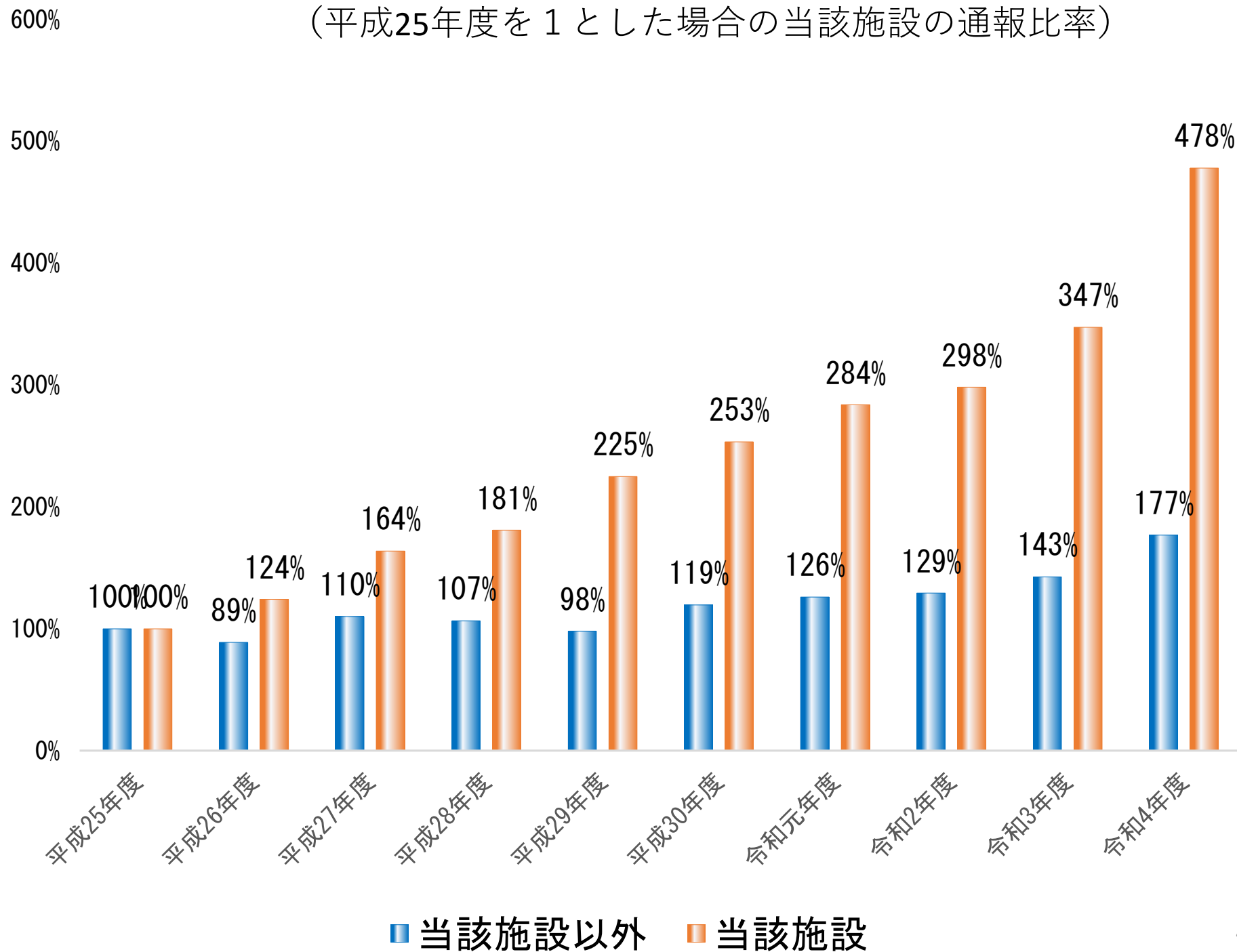
### 3. 利用者による障害者虐待 経年グラフ



# 施設従事者による虐待 相談・通報者 平成24年度～令和4年度の累計（複数回答）

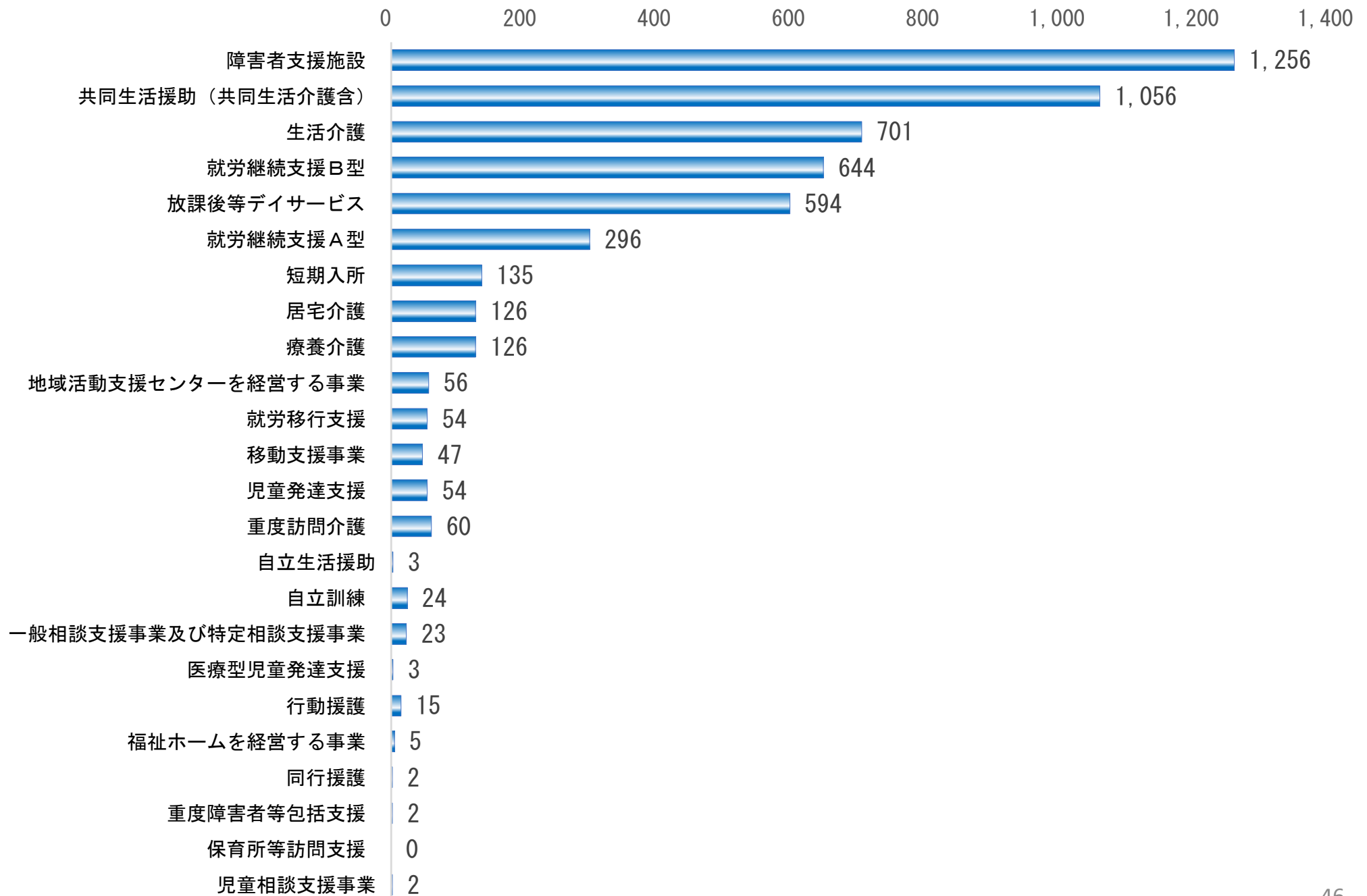


施設従事者による虐待  
(平成25年度を1とした場合の当該施設の通報比率)

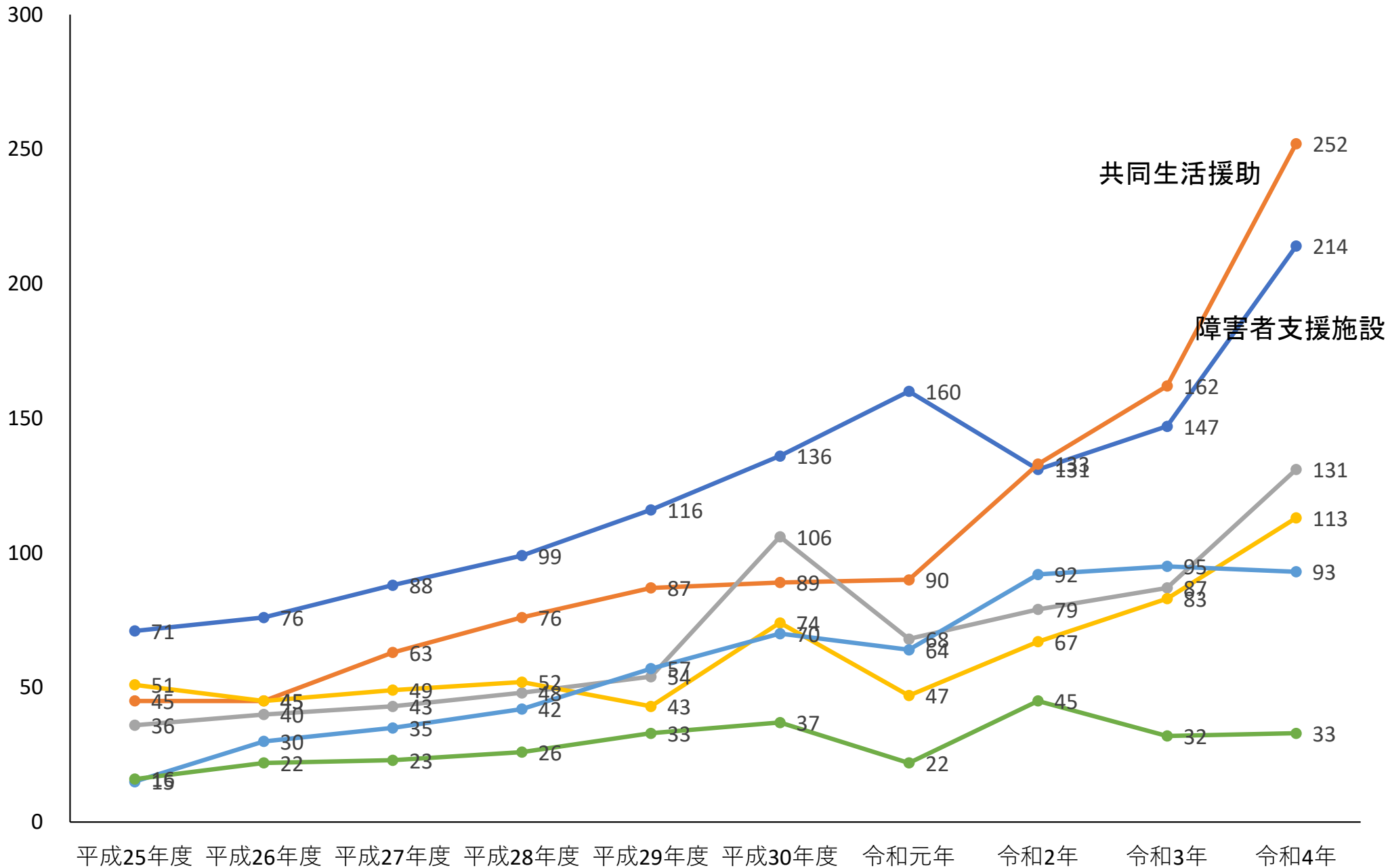




# 施設従事者による虐待（施設・事業所の種別） ※平成24年度～令和4年度の累計



施設従事者による虐待（施設・事業所の種別）経年変化



● 障害者支援施設

● 共同生活援助 (共同生活介護含)

● 生活介護

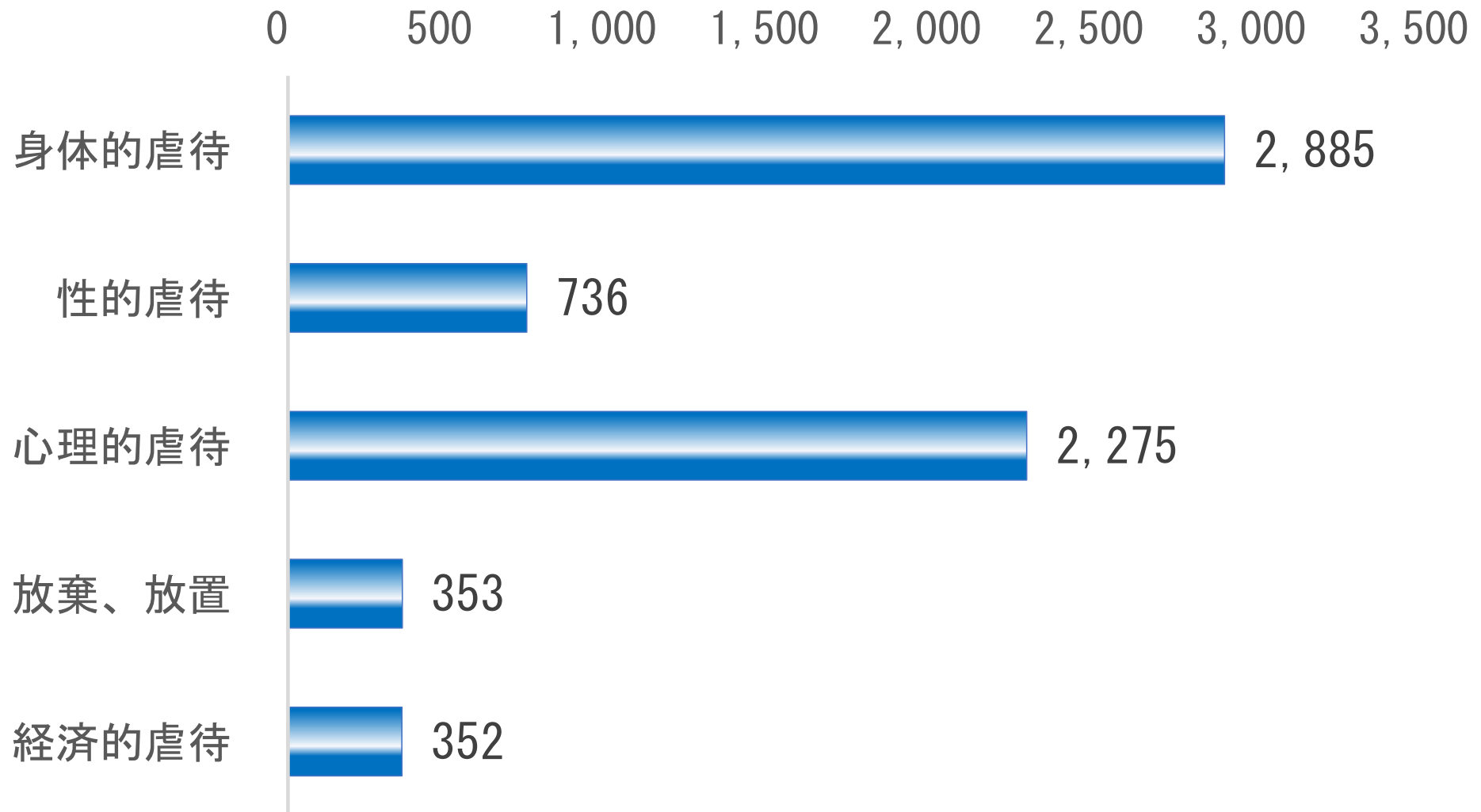
● 就労継続支援 B 型

● 放課後等デイサービス

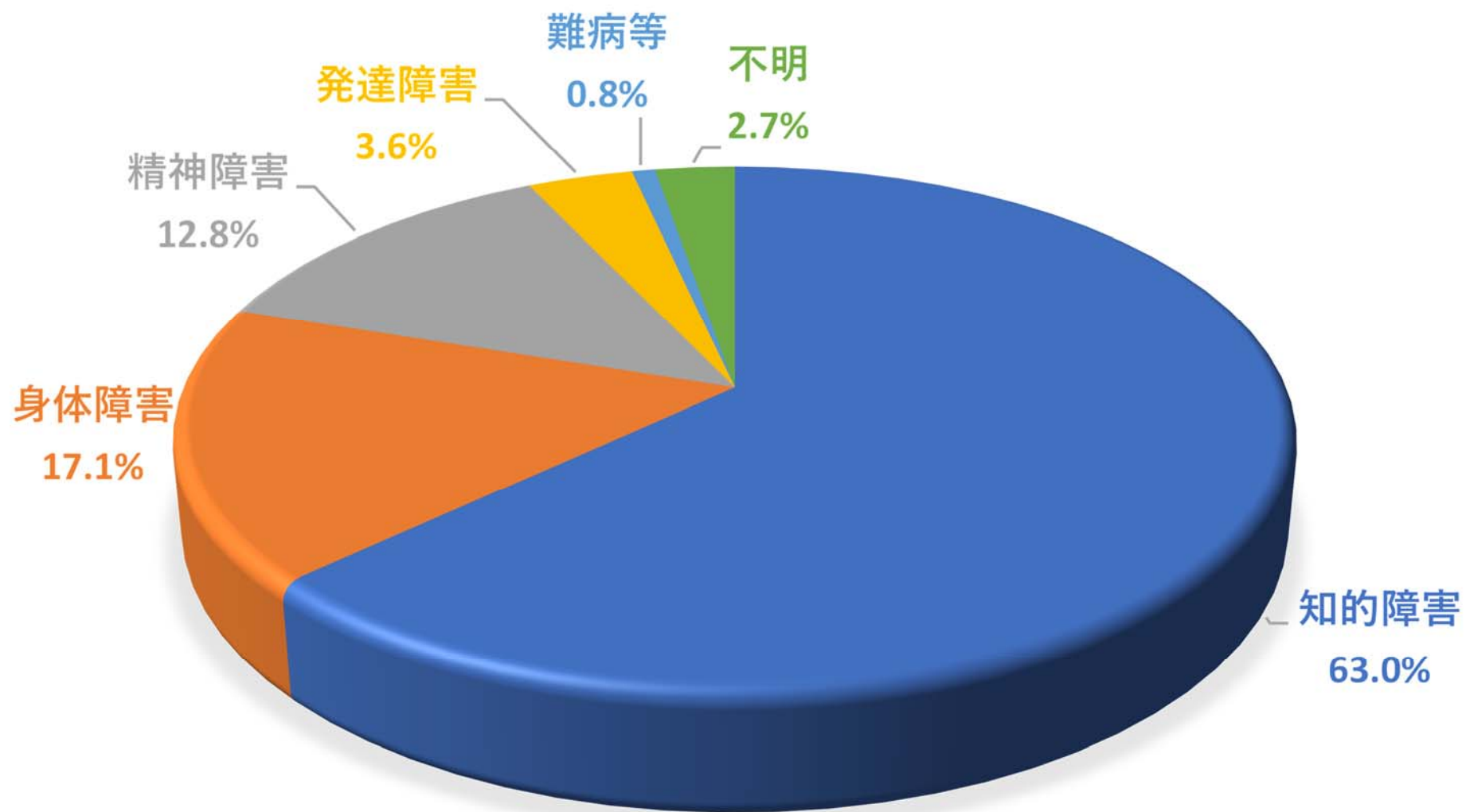
● 就労継続支援 A 型

# 施設従事者による虐待（虐待行為の種類）

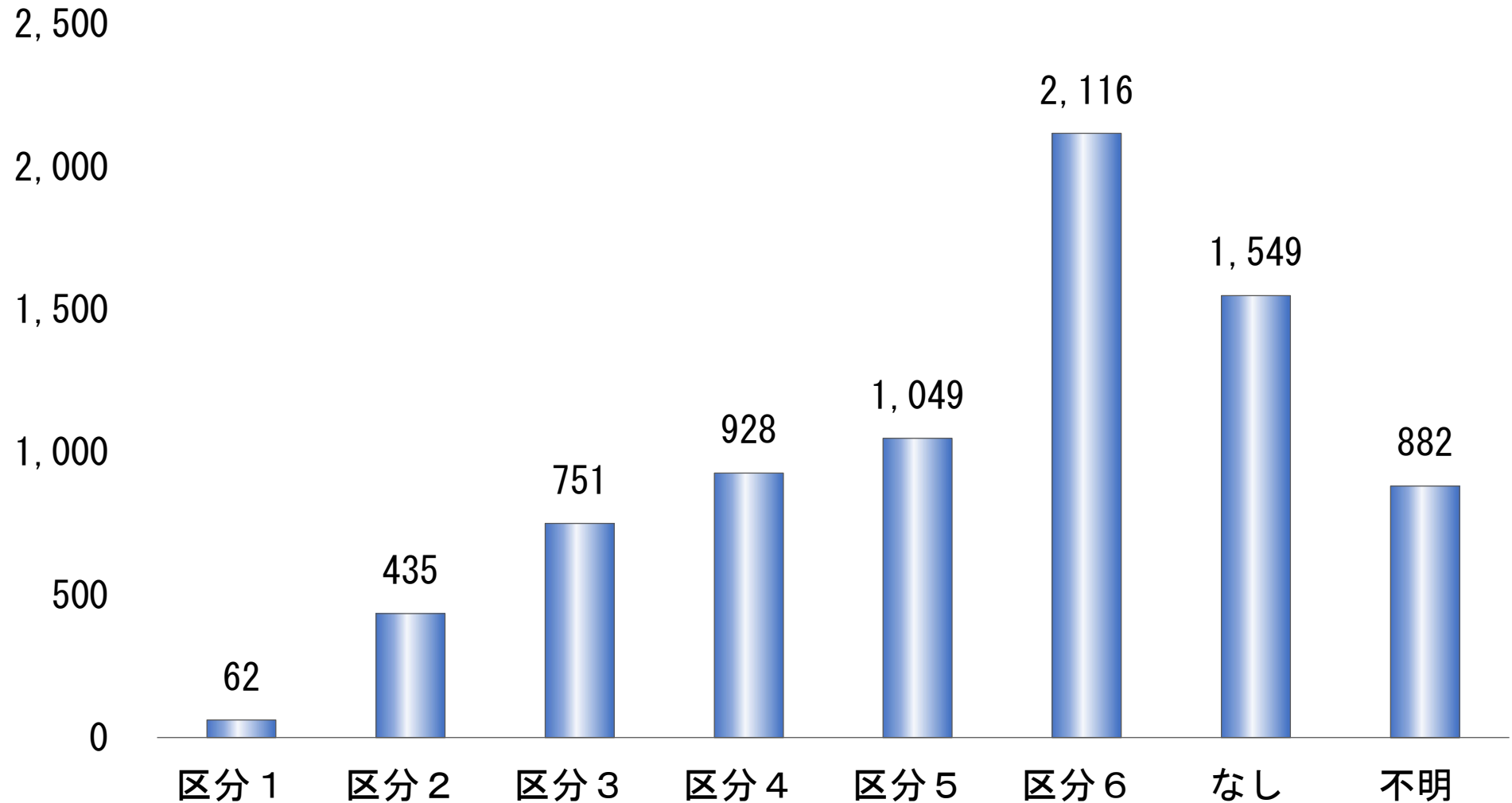
平成24年度～令和4年度の累計



施設従事者による虐待（被虐待障害者の障害種別）  
※平成24年度～令和4年度（複数回答）



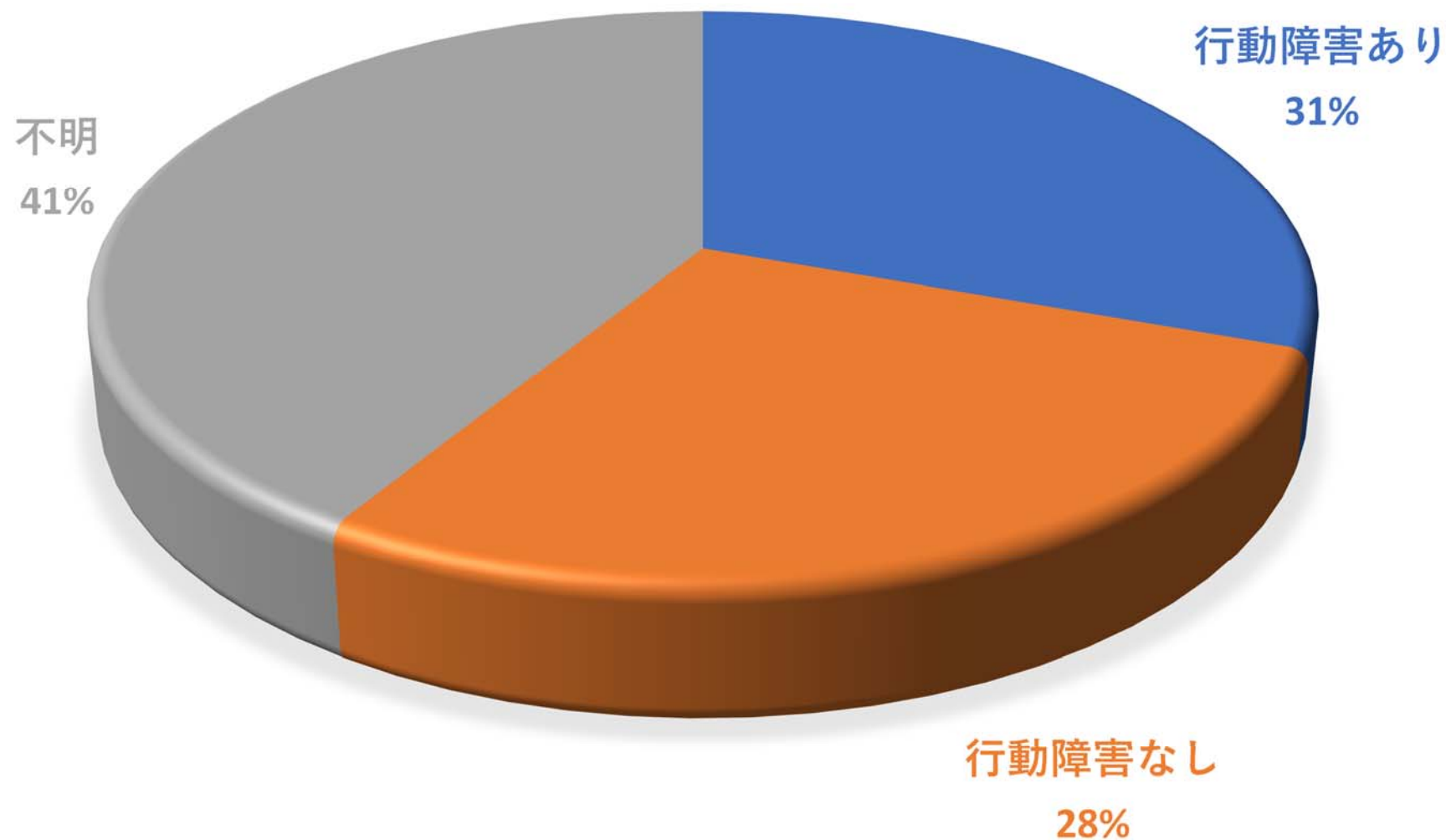
# 被虐待の障害支援区分 平成24年度～令和4年度の累計



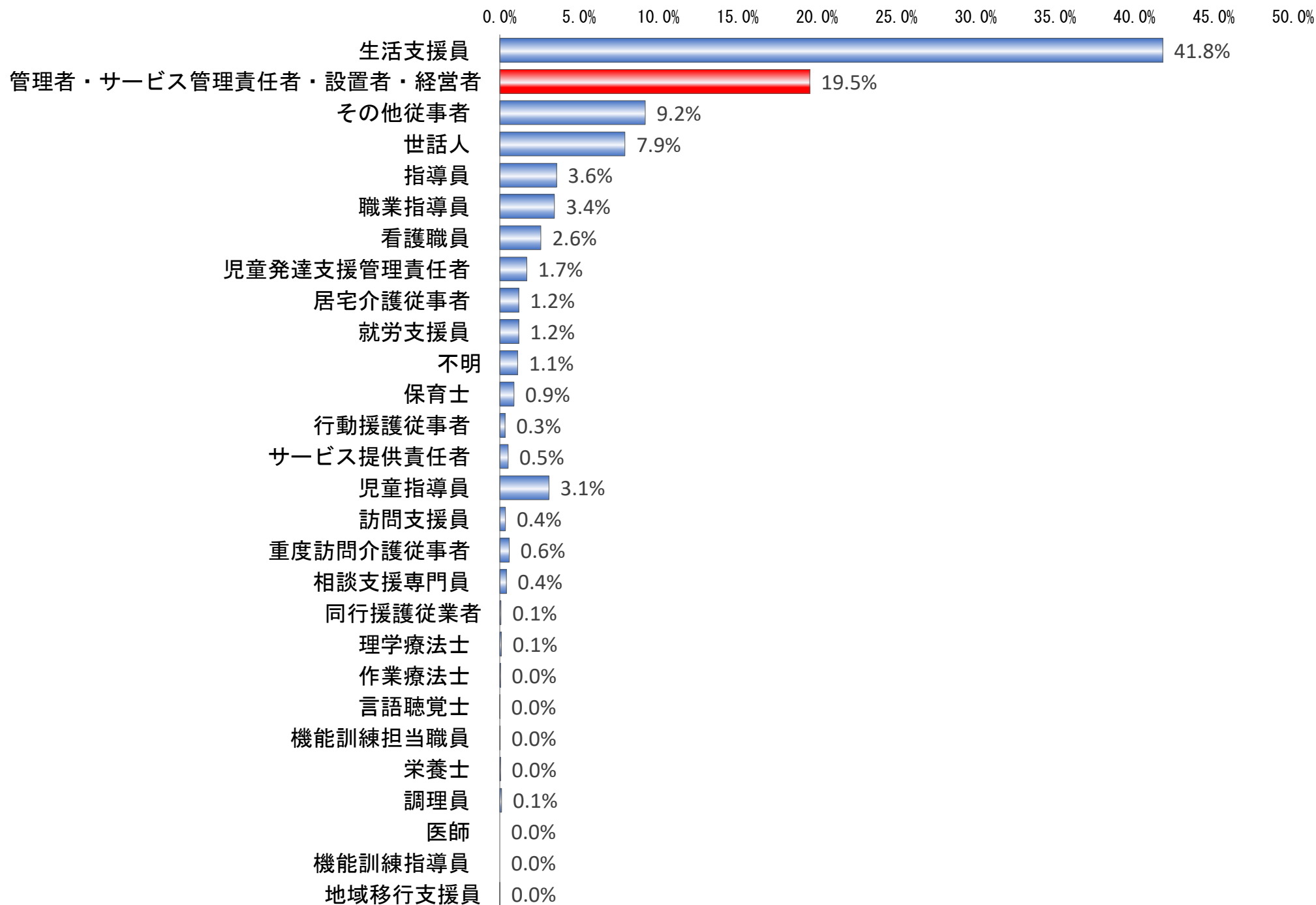


# 行動障害の有無

## 平成24年度～令和4年度の累計



# 施設従事者による虐待（虐待者の職種） ※平成24年度～令和4年度の累計



## 虐待事案の例（障害者福祉施設従事者等による虐待報道を参考に作成）

### ○身体的虐待の事案

精神障害者のグループホームの女性利用者を診察した病院は、腕や足の打撲に「虐待の疑いがある」としてそのまま入院させた。グループホームの元職員は、グループホームを運営する法人の理事長から利用者が虐待を受けていると通報した。利用者のメモには、「顔、おなかをたたかれ、けられました。」などと書かれていた。

### ○性的虐待の事案

障害児の通所施設の職員が、利用している複数の女児の下半身を触り、撮影したとして逮捕された。加害者の職員は裁判で「障害のある子どもなら、被害が発覚しないと思った。」と述べた。

### ○心理的虐待の事案

施設の職員から、施設幹部による入所者への暴言が続いていると通報が寄せられた。職員に手を出した入所者に「おまえ、この野郎、外だったらボコボコにするぞ」などと詰め寄ったり、入所者を「てめえ」と怒鳴って小突いた、などとされている。

### ○放棄・放置の事案

障害者支援施設の職員が、利用者が食事を食べないと目の前でバケツに捨てる、大きな外傷があっても受診させないなどの虐待をしたことが、自治体の検査で確認された。

### ○経済的虐待の事案

グループホームの職員が、利用者の給料を本人の代わりに預金口座に入金する際、一部を入金しないなどして着服を重ねていた。被害を受けた障害者は20人近く、着服額は1,500万円以上に及んだ。

## 入所者殴り骨折 施設は虐待を事故として処理

県警は、身体障害者支援施設に入所中の男性(76)を殴り骨折させたとして、傷害の疑いで介護福祉士の**容疑者(29)**を逮捕した。

男性は骨折など複数のけがを繰り返しており、県警は**日常的に虐待があった可能性**もあるとみて慎重に調べている。

県警によると、約1カ月前に**関係者からの相談で発覚**同施設を家宅搜索した。

同施設を運営する社会福祉法人は男性の骨折を把握していたが、虐待ではなく**「事故」**として**処理**していた。

## 福祉施設で暴行死 施設長が上司に虚偽報告

知的障害のある児童らの福祉施設で、入所者の少年(19)が職員の暴行を受けた後に死亡した。また、施設長が2年前に起きた職員2人による暴行を把握したが、上司のセンター長に「不適切な支援(対応)はなかった」と**虚偽の報告**をしていたことが分かった。

県は、障害者総合支援法と児童福祉法に基づき、**施設長を施設運営に関与させない体制整備の検討**などを求める改善勧告を出した。

県はこれまでに、同園の元職員5人が死亡した少年を含む**入所者10人**を**日常的に暴行**していたことを確認。別の職員も**入所者に暴行した疑い**も浮上した。

(※最終的に、10年間で15人の職員が23人の入所者に虐待していたことが判明)

- **利用者**の被害を最小限で食い止めることができる。
- **虐待した職員**の処分や刑事責任、民事責任を最小限で留めることができる。
- **理事長、施設長**など責任者への処分、民事責任、道義的責任を最小限で留めることができる。
- **虐待が起きた施設、法人**に対する行政責任、民事責任、道義的責任を最小限で留めることができる。

通報は、すべての人を救う



# ぎゃくたい 虐待をされたら、どうする？

## 1. 「いやだ」「やめて」と言う

虐待をされたら、  
まずは「いやだ」「やめて」と  
言ってください。  
がまんしないでいいのです。



あなた以外の人が  
虐待されていたら、  
すぐに  
役所か身近な人に  
言きましょう。

## 2. 役所に連絡する

役所には誰かといっしょに行ったり、  
代わりに連絡してもらってもかまいません。  
どうしたらいいかわからないときは、  
身近な人に相談しましょう。



電話やメール、  
ファクス、手紙で  
連絡することも  
できます。

ここに連絡してください

あなたが連絡したことは秘密にされます。

## 3. 連絡した後はどうなる？

誰がどのような虐待をしたのか、  
役所の職員が確認します。  
虐待した人や  
虐待が起きた施設・会社などは  
注意されます。



虐待をした人が  
警察に  
逮捕されることも  
あります。

家族や施設の職員、  
会社の人など、  
あなたのことを  
守ってくれるはずの人が、  
ひどいことをしてきたら、  
それは虐待かもしれません。

ぎゃくたい  
虐待されていませんか？  
見たことありませんか？



「いやだな」「やめてほしいな」と  
思うことをされたら  
「やめて」と言うといいのです。

あなたのことを  
虐待から守るための  
決まり(法律)もあります。  
その法律を、  
障害者虐待防止法といいます。



わかりやすい版

ぎゃくたい  
虐待されたら  
“やめて”と言おう

しょうがいしゃぎゃくたいぼうしほう  
障害者虐待防止法はあなたを守ります

ほうりつせいしなまほ  
(法律の正式な名前は「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」といいます)



# これは、**虐待**です。



どなられる、  
悪口や  
ひどいことを  
言われる

心理的虐待

【このほかにも】

他の人の前でばかにされる  
仲間はずれにされる  
「おやつ抜き」などの罰がある  
など



自分のお金を  
とられる、  
渡してもらえない

経済的虐待

【このほかにも】

給料から知らないお金が引かれている  
自分の携帯電話を他人が使っている  
自分の通帳を見せしてもらえない  
など



とても熱いものを  
食べさせられる、  
飲まされる

身体的虐待



たたかれる、  
なぐられる、  
けられる

身体的虐待

【このほかにも】

手や足をしばられる  
苦しい姿勢をさせられる  
タバコの火などを押しつけられる  
など



部屋から  
出してもらえない

身体的虐待



おしりや  
むねを  
さわられる

性的虐待

【このほかにも】

体をさわられる  
裸の写真やアダルトビデオなどを見せられる  
無理やりキスやセックスをさせられる  
など



裸の写真が  
とられる

性的虐待



お風呂に  
入らせて  
もらえない

ネグレクト

【このほかにも】

手伝ってほしいのに無視される  
トイレに行かせてもらえない  
病气なのに病院に連れていってもらえない  
など



ごはんを  
食べさせて  
もらえない

ネグレクト

「ネグレクト」とは、ほったらかしにされる という意味です。